

静 岡 市 南 部 体 育 館

静 岡 市 長 田 体 育 館

静 岡 市 東 部 体 育 館

静 岡 市 北 部 体 育 館

指 定 管 理 業 務 仕 様 書

令和 7 年 10 月

静岡市観光交流文化局スポーツ振興課

目 次

○業務仕様書

【1 施設の設置目的・運営方針】

- (1) 設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 管理運営に関する基本的な考え方・・・・・・・・ 1

【2 指定管理業務の内容】

- (1) 指定管理業務を行う施設・・・・・・・・・・ 2
- (2) 指定管理者が直接行う業務・・・・・・・・ 4
- (3) 第三者に委託することができる業務・・・・ 6
- (4) 指定管理業務以外の業務・・・・・・・・・・ 8
- (5) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施・・・・ 8
- (6) 指定管理者による自己評価・・・・・・・・ 9
- (7) 定期報告（月次報告）・・・・・・・・・・ 9
- (8) 修繕の実施状況に関する協議・・・・・・・・ 9
- (9) 事業報告（年度報告）・・・・・・・・・・ 9
- (10) 次年度以降の事業計画書等の作成・・・・・・・・ 9
- (11) 障害者差別解消法への対応・・・・・・・・ 10
- (12) 暴力団排除条例への対応・・・・・・・・ 10
- (13) マニュアルの整備・・・・・・・・・・ 10
- (14) その他指定管理者が行わなければならない業務・・・・ 10

【3 指定期間】・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【4 管理の基準等】

- (1) 開館時間等・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 使用許可等の基準・・・・・・・・・・ 11
- (3) 遵守すべき事項・・・・・・・・・・ 12
- (4) 文書の管理及び保存・・・・・・・・・・ 12
- (5) 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・ 13
- (6) 情報公開・・・・・・・・・・ 13
- (7) 施設管理におけるリスク分担・・・・・・・・ 13

(8) 災害時におけるリスク分担	14
(9) 賠償責任と保険の加入	14
(10) 備品	15
(11) 感染症への対応	15

【5 管理体制（組織）】

(1) 資格等	15
(2) 人員	16
(3) 非常時の体制	16
(4) その他	17

【6 指定管理経費】

(1) 指定管理料の上限額	17
(2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応	18
(3) 積算経費	18
(4) 指定管理者の収入	19
(5) 直近3年間の収支決算額	19
(6) 利用料金の帰属	19
(7) 支払方法	20
(8) 光熱水費等（電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費）の精算	20
(9) キャッシュレス決済手数料の精算	20
(10) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更	21
(11) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い	21
(12) その他	21

【7 その他】

(1) 事務引継	21
(2) 文書引継	22
(3) 利用料金の決定	22
(4) 目的外使用許可等	22
(5) 静岡市シェアサイクル事業者との相互協力	22
(6) 市主催事業等への協力	22
(7) 複合施設における光熱水費等の取扱い	22
(8) 監査への協力	23
(9) 原状回復	23
(10) 大規模修繕等の予定	23

(11) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて	23
(12) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について	24
(13) 静岡市スポーツ施設に係る直営施設への対応について	24
(14) 「（仮称）しずおか地域クラブ活動」への協力について	24
(15) 指定の取消等	24
(16) その他	24
(17) 協議	25

○別紙

- 【別紙１】 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務
- 【別紙２】 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務
- 【別紙３】 施設保守管理等仕様書（共通、東部、北部）
- 【別紙４】 個人情報の保護に関する取扱仕様書
- 【別紙５】 市と指定管理者のリスク分担表
- 【別紙６】 静岡市指定管理料スライド制度の手引
- 【別紙７】 指定管理料スライド額計算シート
- 【別紙８】 キャッシュレス手数料等報告書

○別表

- 【別表１】 備品リスト
- 【別表２】 利用料金の限度額と現在の利用料金

静岡市南部体育館、長田体育館、東部体育館及び北部体育館管理運営業務仕様書

本仕様書は、静岡市南部体育館、静岡市長田体育館、静岡市東部体育館及び静岡市北部体育館（以下「静岡市4体育館」という。）指定管理者募集要項と一体のものであり、静岡市4体育館の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、静岡市体育館条例に定めるものの外、静岡市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務の内容及び範囲を示すものである。

1 施設の設置目的・運営方針

（1）設置目的

市は、市民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため、静岡市4体育館を設置する。

（2）運営方針

公の施設として住民の福祉の増進を図るとともに、本市におけるスポーツの普及・振興を図るため、「スポーツの推進による健康で豊かな生活の実現」に向けて、「市民一人1スポーツ」を推進することを基本理念とする。

（3）目標

数値目標は次のとおりとする。

ア 各施設の利用者満足度を毎年度 90%以上とする。

イ 各施設の5年後の年間利用者数を以下のとおりとする。

（ア）静岡市南部体育館	105,100人以上
（イ）静岡市長田体育館	90,400人以上
（ウ）静岡市東部体育館	97,100人以上
（エ）静岡市北部体育館	123,200人以上

（4）管理運営に関する基本的な考え方

施設の管理運営にあたっては、設置目的を達成するため、法令や条例等を遵守するとともに、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理に努めること。

また、市スポーツ推進計画の内容を十分に理解し、同計画に沿った管理運営に努めるとともに、市の推進する施策と相乗効果を発揮する運営に努めること。

あわせて、市が清水区庵原地区を中心に実施する「ユニバーサルスポーツの聖地化」事業を市全域で推進するため、指定管理者は、その理念を十分に理解し、パラスポーツの普及をはじめ、多様な市民が共に楽しみ、支え合う共生社会の実現に寄与する事業等

を積極的に推進するものとする。

加えて、指定管理者は、管理運営に当たり、利用者の平等利用の確保に努め、利用者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

なお、正当な理由がない限り、施設利用を拒んではならない。

その他、次のアからシまでの事項を遵守すること。

ア 静岡市4体育館の設置目的に則した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。

イ 利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者本位の運営を行い、サービスの向上に努めること。

ウ 効率的な運営を行い運営費の節減に努めるとともに、環境負荷の低減と施設・設備の良好な維持管理に努めること。

エ 市民の平等な利用が確保されるよう運営を行うこと。

オ 個人情報の保護については、条例等の遵守を徹底すること。

カ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

キ 市及び地域と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

ク 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

ケ 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

コ 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。

サ ごみの削減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。

2 指定管理業務の内容

(1) 指定管理業務を行う施設

ア 静岡市南部体育館（以下「南部体育館」という。）

(ア) 所在地 静岡市駿河区曲金三丁目1番30号

(イ) 規模 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て及び一部3階建て
延べ床面積 6,739.40 m²

(ウ) 施設内容

a 1階

アリーナ、剣道場、柔道場、医務室、談話室兼ロビー、事務室、用器具置場

b 2階

トレーニング場、卓球場、多目的室（20人収容）、ランニングコース（1周133m）

c 駐車場

50台収容

(エ) 開館時期 昭和59年6月

(オ) その他

当施設は静岡市南部保健福祉センター及び静岡市支援センターみらいとの複合施設です。

イ 静岡市長田体育館（以下「長田体育館」という。）

（ア）所在地 静岡市駿河区鎌田 574 番地の 1

（イ）規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 4,750.00 m²

（ウ）施設内容

a 1 階

アリーナ、役員指導室、医務室、多目的室（20 人収容）、談話コーナー兼ロビー、事務室、用器具置場、長田コミュニティ防災センター
長田コミュニティ防災センターは危機管理課の所管です。

b 2 階

剣道場、柔道場、卓球場、トレーニング場

c 駐車場

74 台収容

（エ）開館時期 昭和 61 年 2 月

（オ）その他

当施設は静岡市長田保健福祉センターとの複合施設です。

ウ 静岡市東部体育館（以下「東部体育館」という。）

（ア）所在地 静岡市葵区東千代田二丁目 3 番 1 号

（イ）規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上 2 階地下 1 階建て
延べ床面積 6,059.00 m²

（ウ）施設内容

a 1 階

アリーナ、指導室、健康相談室、談話コーナー兼ロビー、事務室、東部コミュニティ防災センター
東部コミュニティ防災センターは危機管理課の所管です。

b 2 階

柔剣道場、トレーニング場、多目的室（60 人収容）

c 駐車場

60 台収容

（エ）開館時期 平成 2 年 6 月

エ 静岡市北部体育館（以下「北部体育館」という。）

（ア）所在地 静岡市葵区松富四丁目 14 番 1 号

(イ) 規 模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建て
延べ床面積 8,992.61 m²

(ウ) 施 設 内 容

a 1階

アリーナ、剣道場、柔道場、事務室、医務室、エントランスホール、談話室、
放送室、指導員室、更衣室、北部コミュニティ防災センター
北部コミュニティ防災センターは危機管理課の所管です。

b 2階

トレーニング場、卓球場、弓道場（近的 10 人立）、ランニングコース（1 周
170m）、健康相談室、体力測定室、多目的室 1（40 人収容）、多目的室 2（20
人収容）

3階

弓道場（遠的 10 人立）

d 駐車場

150 台収容

(エ) 開 館 時 期 平成 9 年 6 月

(2) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、その全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められるなど、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に主要業務の一部を委託することができる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。

ア 利用者に対する業務（静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムを利用すること。）

(ア) 施設利用許可及び利用の制限等に関すること。

(イ) 施設の利用受付、利用方法等の案内及び指導等に関すること。

(ウ) 施設利用者登録に関すること。

(エ) 利用者及び周辺地域に対して誠意をもって対応する。

また、新たな施設の設置や、大規模な改修等に関し、指定管理者のみでは対応できない場合は、市に報告し対応すること。

- (オ) 施設の年間利用計画を策定すること。
- (カ) 利用状況の把握と利用者状況報告書を作成すること。
- (キ) 利用の手引き等を作成し、電話等による利用者の問い合わせや相談に対応すること。
- (ク) その他利用者に対して必要な業務

イ 施設の維持管理業務

- (ア) 施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアルを作成すること。
- (イ) 施設設備、備品等の機能維持を図り、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。
- (ウ) 日常及び定期的な施設整備の点検と補修等の管理を行うこと。
- (エ) 災害対策のため防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し緊急時に備えること。
- (オ) 事故等の対応について、関係者を指揮し緊急に必要な措置を講じるとともに、速やかに市等関係機関に報告し、その指示に従うこと。
- (カ) 施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成し、必要に応じて市に提出すること。
- (キ) 器具等を利用する利用者の安全確保及び機器等の適正な利用に供するよう器具の設置・片づけ等を行うこと。
- (ク) 施設の使用前後の開閉錠及び点検を行うこと。
- (ケ) 駐車場、駐輪場の適正な管理を行うこと。
- (コ) 管理用品及び消耗品等を購入すること。
- (サ) その他施設等の維持管理に必要な業務

ウ 静岡市体育館条例に伴う事業内容の業務

- (ア) スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること。
- (イ) スポーツ教室等の企画・運営に関すること。
- (ウ) 利用の許可に関すること。
- (エ) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (オ) その他市長が必要があると認める業務

エ 利用料金の徴収業務

静岡市4体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収は、静岡市体育館条例に基づき、適正に徴収すること。静岡市4体育館は利用料金制を採用するので、利用料金収入は指定管理者の収入とする。

また、教室など指定管理者が主催するソフト事業の実施に伴う収入も指定管理者の収入とする。これらの利用料金の取扱いについては、受払簿の作成、記入等により適正に管理すること。

オ 利用促進業務

(ア) 施設の広報誌、パンフレット及びホームページ等を作成し、積極的に広報を行うこと。

(イ) 利用促進のためのスポーツ行事等企画を行うこと。

カ 教室、イベント等事業の実施業務

(ア) スポーツ振興に係る事業の企画運営に関すること。

(イ) スポーツ振興の啓発に関すること。

事業について詳しくは、別紙1「施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」を参照すること。

(3) 第三者に委託することができる業務

次に掲げる施設、設備、機器等の維持管理に関する業務については、第三者に委託することができる。

委託に当たっては市の例に順じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者からの他の者への再委託はできない。第三者の使用は、全て指定管理者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は指定管理者の責めに帰する。

なお、契約に当たっては静岡市暴力団排除条例により、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者は指定管理者からの委託を受けることができないため、指定管理者は、委託先に対し「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」を提出するよう毎年度依頼し、その写しを提出すること。

詳しくは、別紙2「施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務」及び一部の委託業務においては別紙3「施設保守管理等仕様書」を参照すること。

ア 南部体育館の業務内容

(ア) 清掃業務

(イ) 機械警備業務

(ウ) 空調設備保守点検業務

(エ) 自家用電気工作物保安管理業務

(オ) 非常用発電装置保守点検業務

(カ) 消防用設備保守点検業務

(キ) 建築設備等点検業務

(ク) 排煙オペレーター保守点検業務

(ケ) バスケットゴール保守点検業務

- (コ) トレーニング機器保守点検業務
- (サ) 樹木等維持管理業務
- (シ) その他必要となる業務

イ 長田体育館の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 非常用発電装置保守点検業務
- (キ) 消防用設備保守点検業務
- (ク) 建築設備等点検業務
- (ケ) 排煙オペレーター保守点検業務
- (コ) 建築物環境衛生管理業務
- (サ) バスケットゴール保守点検業務
- (シ) トレーニング機器保守点検業務
- (ス) 樹木等維持管理業務
- (セ) その他必要となる業務

ウ 東部体育館の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 消防用設備保守点検業務
- (キ) 建築設備等点検業務
- (ク) 排煙オペレーター保守点検業務
- (ケ) 建築物環境衛生管理業務
- (コ) バスケットゴール保守点検業務
- (サ) トレーニング機器保守点検業務
- (シ) 地下タンク漏洩保守点検業務
- (ス) 樹木等維持管理業務
- (セ) 電力デマンド監視装置による監視情報配信業務
- (ソ) その他必要となる業務

エ 北部体育館の業務内容

- (ア) 清掃業務
- (イ) 機械警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 自動扉開閉装置保守点検業務
- (オ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (カ) 非常用発電装置保守点検業務
- (キ) 消防用設備保守点検業務
- (ク) 建築設備等点検業務
- (ケ) 昇降機保守点検業務
- (コ) 排煙オペレーター保守点検業務
- (サ) 建築物環境衛生管理業務
- (シ) バスケットゴール保守点検業務
- (ス) トレーニング機器保守点検業務
- (セ) 地下タンク漏洩保守点検業務
- (ソ) 樹木等維持管理業務
- (タ) 中央監視システム保守点検業務
- (チ) 電力デマンド監視装置による監視情報配信業務
- (ツ) その他必要となる業務

(4) 指定管理業務以外の業務

施設利用者以外への物品貸出業務

指定管理者は、スポーツ振興課所管の備品の保管を行うとともに、借用希望者に対し貸出を行う（詳細は、別紙2「施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 4（3）備品の貸出について」のとおり。）。

(5) 市民アンケート調査、施設認知度調査及び利用者満足度調査の実施

市民アンケート調査、施設認知度調査及び利用者満足度調査を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

ア 市民アンケート調査（施設の利用者に限定しない調査）を毎年度実施し、管理運営に活かすこと。

イ 静岡市4体育館の利用者を対象とした利用者満足度調査を毎年度実施し、施設に対する満足度及び利用者の実態を調査し、管理運営に活かすこと。

ウ 調査項目、対象人数、回数、実施時期については、市と協議すること。

(6) 指定管理者による自己評価

年度終了後 1 か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の業務について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

(7) 定期報告（月次報告）

指定管理者は、協定書で定める日までに以下の事項を記載した前月分の月次報告書を提出することとする。

ア 施設利用状況（開館日数、稼働率、利用者数等）

イ 人員配置状況（勤務実績）

ウ 業務実施状況（業務の名称、実施日、業務概要）

施設・設備の定期点検や第三者に委託した業務及び修繕の実施状況を含む。

エ その他指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項

(8) 修繕の実施状況に関する協議

修繕業務の実施に当たっては、年度当初及び必要が生じた都度市と協議する。その際は、年度当初に各施設の修繕予算額報告書を、毎月の定期報告及び年度報告の際には修繕の実施結果が分かる資料（様式は任意）を提出すること。

(9) 事業報告（年度報告）

毎年度終了後、1 か月以内に以下の内容を添付した事業報告書（様式第 22 号）を提出すること。

ア 管理業務の実施状況（事業計画との比較、修繕の実施状況）

イ 静岡市 4 体育館の各施設利用状況（利用者数、稼働率、目標との比較、利用拒否等の件数・理由等）

ウ 静岡市 4 体育館の各施設の指定管理業務収支状況報告書（様式第 23 号）

エ 財務諸表

オ 利用者からの意見、要望及び苦情の内容と対応状況

カ 利用満足度調査・市民アンケート等の実施状況、考察（目標との比較）

キ 自己評価の結果

(10) 次年度以降の事業計画書等の作成

申請時に提案された事業計画を基本として、毎年度、市と調整を図った上で次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

(11) 障害者差別解消法への対応

公の施設の管理運営を行うことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき対応すること。

(12) 暴力団排除条例への対応

暴力団の利益になる利用や不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引き」に基づき対応を行うこと。

(13) マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアル及び危機管理マニュアル（火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制などについて規定）を作成すること。

(14) その他指定管理者が行わなければならない業務

ア 随時報告

事故や災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の法人格の変更に關わる事項など指定管理の継続に影響がある事項については、随時報告を行うこと。

イ 協議の実施

指定管理者は、管理運営に関して、必要に応じ市と協議すること。

ウ 是正勧告

事業報告の検査の結果、指定管理者の業務が基準に満たしていないと判断した場合、市は是正勧告を行い、指定管理者は早急に改善を行う。改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消しなどの措置を行うことがある。

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 5 年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定する。

4 管理の基準等

(1) 開館時間等

開館時間及び休館日は、原則として以下のとおりとする。

ア 南部体育館、長田体育館、東部体育館及び北部体育館

(ア) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで

(イ) 休館日

- a 毎月の第 1 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）
- b 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) その他

特に必要があると認めたときは、指定管理者は、市長の承認を得て、これを変更し又は臨時に休館することができる。

(2) 使用許可等の基準

指定管理者は、施設利用の許可権を有し、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、利用の公平と平等を確保しなければならない。利用料金の減免基準、施設利用に係る審査基準と処分基準は、静岡市体育館条例に基づき、当該処分の処分庁である指定管理者が、市と協議のうえ定める（優先利用に関する基準も同様）。

また、この基準と標準処理期間を、静岡市行政手続条例第 5 条第 3 項及び同条例第 6 条の規定により、当該施設において公表する。

ア 利用の不許可

以下のいずれかに該当するときは、静岡市 4 体育館の利用を許可しないことができる。

- (ア) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (イ) その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。
- (ウ) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (エ) 施設等の破損又は滅失等のおそれがあると認めるとき。
- (オ) 静岡市 4 体育館の管理上支障があると認めるとき。
- (カ) (ア) から (オ) までに掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

イ 利用料金の減免

利用料金の減免に当たっては、減免基準を定め、適切な方法により利用者に通知すること。

また、以下の点に留意すること。

- (ア) 市が公用のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。

- (イ) 静岡市スポーツ協会加盟の協会または連盟が主催して行う年1回の市民大会（市民大会と銘打つ年齢別、男女別、中学校・高等学校別等それぞれの大会を含む。）においては、利用料金を免除することを認めるものとする。
- (ウ) 静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業においては、利用料金を免除することを認めるものとする。
- (エ) 特別支援学校及び特別支援学級が教育活動又はこれに類する目的のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。
- (オ) 障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所において発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の各手帳の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。
- (カ) 特定医療費（指定難病）の支給認定を受けた者（難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する特定医療費（指定難病）受給者証又は登録者証の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。
- (キ) 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者（児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。
- (ク) 本社機能を静岡市に置き、新設されたホームタウンチームが体育館等を利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。なお、減免の適用はホームタウンチームとなった日から5年後の年度末までとする。

(3) 遵守すべき事項

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、各施設の設置条例及び同施行規則などのほか、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理運営を行うこと。

ア 地方自治法

イ 静岡市体育館条例

ウ 静岡市体育館条例施行規則

エ 労働関係法令

オ その他関係法令

(4) 文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努めること。

また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規程に基づいて、別途文書管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存する。

ア 管理に関する帳簿

- (ア) 事業日誌
- (イ) 施設運営に必要な諸規程
- (ウ) 年間事業計画及び事業実施状況表
- (エ) 職員に関する書類
- (オ) 設備及び備品に関する書類
- (カ) その他管理に必要と思われる帳簿及び書類等

イ 利用者に関する書類

- (ア) 各種施設管理に係る申請書
- (イ) その他必要と思われる書類等

ウ 会計経理に関する帳簿及び書類

- (ア) 収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類
- (イ) 金銭の出納に関する帳簿及び書類
- (ウ) 物品等の受払に関する帳簿及び書類
- (エ) 資金に関する帳簿及び書類
- (オ) その他必要と思われる書類等

エ その他管理運営業務に必要と思われる帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に従って、十分注意すること。

また、「静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱」に従って、防犯カメラ等管理責任者を置くこと。

(6) 情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、別途情報公開規定等を定めるなど適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合がある。

(7) 施設管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別紙5「市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

ただし、当該分担表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、決定することとする。

(8) 災害時におけるリスク分担

ア 大規模災害以外の災害時のリスク分担、役割等

災害時及び緊急時における対応については、事業計画書に記載された内容及び各施設の危機管理マニュアル等により実施するものとする。

イ 大規模災害時のリスク分担、役割等

本市における公の施設には地震・風水害等の大規模災害発生時において、避難所等として極めて重要な役割を担うことが想定されており、静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に位置付けられている。

静岡市4体育館は地域防災計画において避難所等として位置づけられているため、別途「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する。

また、協定締結後は「指定管理者災害対応の手引ー指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型ー」を参考に大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備する。

ウ 指定管理者は、災害時等の状況により、地域防災計画に定めのない事項について市から協力を求められた場合は、それに協力するよう努める義務を負うものとする。

(9) 賠償責任と保険の加入

ア 賠償責任保険

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にも寄らない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について、両方で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上により、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう保険に加入すること。

イ その他保険

その他必要に応じた保険に加入すること。

(10) 備品

ア 施設備品

当該施設に必要不可欠な備品（施設備品）については市が用意する。市は、別表1「備品リスト」に記載のものを、無償にて貸与する。この場合、当該備品の所有権は市に帰属するため、備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則（平成15年規則第51号）等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定期間が終了したときは、原状回復し、市に返却すること。また、市の備品に破損、不具合等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

施設備品について、新たな備品の購入や、経年劣化等により更新の必要が生じた場合は、予算の定める範囲において、市が必要と認めた場合に市が整備する。

また、市と協議の上、指定管理者の負担で施設備品の更新や購入を行うことも可能とする。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市へ所有権を移転することを妨げない。

イ 事務用備品

当該施設の管理運営業務の遂行に当たり必要とする備品（事務用備品）については、指定管理者が費用を負担する。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市に所有権を移転することを妨げない。

ウ 備品の適切な管理

備品の管理にあたっては、市の備品と指定管理者の備品が混同しないよう、備品シールを貼付するなどして適切に管理を行うこと。指定管理者の備品についても、備品台帳等による管理を行うなど、市の備品に準じた管理を行うよう努めること。

(11) 感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

5 管理体制（組織）

管理運営業務は、必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、管理運営を効率的に行うため適正な人数の職員を配置すること。

また、配置する人員の勤務形態は、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理を行うこと。

(1) 資格等

ア 甲種防火管理者の資格を有している者を体育館へ各施設1名以上配置すること。

イ 開館時間中は、全施設に普通救命講習修了者が常駐すること。

ウ 甲種又は乙4種の危険物取扱者の資格を有している者を北部体育館へ配置すること（許可数量の地下貯蔵タンクが設置されているため。）。

エ その他施設管理に必要な資格を有していること。

(2) 人員

指定管理業務を円滑、安全に実施するため、次の人員を置く。

また、円滑な管理運営を行うに十分な知識と能力を有する職員を確保し、必要な組織体制を整えること。

ア 静岡市4体育館を一体として管理運営をするため、4施設を代表する責任者を指定すること。

イ 北部体育館には、常時3人以上配置すること。

ただし、休館等利用実態に応じて午前8時30分から午後5時15分までは2人以上も可とする。

ウ 南部体育館、長田体育館及び東部体育館には、午前8時30分から午後5時15分までは常時3人以上、午後5時15分以降は常時2人以上配置すること。

ただし、休館等利用実態に応じて午前8時30分から午後5時15分までは2人以上も可とする。

エ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮し、利用実態に応じた人員配置を行い、利用者の要望に応えられるものとする。

オ 教室等事業の企画、利用者への案内・安全確保、機械設備保守管理及び施設内外の清掃等、各種業務における責任体制を確立すること。

(3) 非常時の体制

ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議のうえ、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の権限

防火管理者は、管理権原者（静岡市長）から選任され、次に掲げる権限が付与される。

（ア）消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

（イ）避難施設等に置かれた者を除去する権限

（ウ）避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関する権限

（エ）消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限

（オ）消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限

（カ）不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関する権限

（キ）収容人員の適正な管理に関する権限

（ク）防火管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限

(ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要な権限

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は、次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

(イ) 避難施設等の管理に関すること。

(ウ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。

(エ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。

(オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。

(カ) 収容人員の適正な管理に関すること。

(キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。

(ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ AEDの研修会

AED（自動体外式除細動器）の操作方法習得のため、定期的に施設職員に対する研修を実施すること。

(4) その他

ア 事業計画書への明示

従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのかを事業計画に明示すること。

イ 利用者数の実績

(人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部体育館	92,526	100,682	98,329
北部体育館	120,047	123,129	126,542
南部体育館	99,743	104,857	110,843
長田体育館	87,956	90,928	92,441

6 指定管理経費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理者が静岡市4体育館の管理運営を行うために要する経費には、市からの指定管理料と利用料金収入を充てるものとする。

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案すること。ただし、上限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する利用料金の見込額（50,732千円）や事業費収入（教室受講料）の見込額（10,170千円）は控除した金額となっている。指定管理料上限額222,286千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応

指定管理経費のうち賃金水準や物価水準の変動による影響を受ける経費については、各水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」を適用する。

ただし、指定管理料スライド制度の詳細については、別紙6「静岡市指定管理料スライド制度の手引」のとおりとし、スライド額の算出は、別紙7「指定管理料スライド額計算シート」によることとする。

<経費別積算額>

(千円)

	経費	積算額（消費税及び地方消費税を含む。）
賃金水準の変動に伴うスライド	① 常勤職員の人件費	111,928
	② 臨時職員の人件費	19,864
	③ 人件費に連動する管理費	13,177
物価水準の変動に伴うスライド	④ 事業費	23,160
	⑤ 施設費（光熱水費及び燃料費、キャッシュレス決済手数料を除く）	83,751
	⑥ 事業費・施設費（光熱水費及び燃料費、キャッシュレス決済手数料を除く）に連動する管理費	1,088

(3) 積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とし、「6（2）賃金水準及び物価水準の変動への対応」を行う場合や特別な理由がない限り変更や精算は行わない。

ただし、指定管理料には、敷地内に設置されている自動販売機等に係る光熱水費は含まない。

ア 人件費（法定福利費含む）

イ 管理費（福利厚生費、退職給付引当金繰入額等）

ウ 事業費（謝金、消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、通信運搬費等）

エ 施設費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料、

光熱水費、燃料費等)

カ 管理雑費

キ 消費税相当額

(4) 指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

ア 市からの指定管理料

イ 利用料金

ウ 事業費収入（教室受講料等）

(5) 直近3年間の収支決算額 《参考：指定管理業務に係る直近3年間の収支決算額》

中央体育館、南部体育館、長田体育館、東部体育館、北部体育館

ア 指定管理業務に係る支出 (千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	240,428	249,701	240,956
管理費	38,248	40,559	38,311
事業費	21,487	21,956	21,153
施設費	230,180	201,058	259,687
管理雑費	1	0	1
消費税相当額	24,406	14,308	24,975
合計	554,750	527,582	585,083

イ 指定管理業務に係る収入 (千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	441,617	396,039	419,703
事業費収入	50,534	47,938	52,416
利用料金収入	93,754	101,909	98,886
合計	585,905	545,886	571,005

なお、条例に定める利用料金の限度額と現在の利用料金については、別表2「利用料金の限度額と現在の利用料金」のとおり。

(6) 利用料金の帰属

指定管理期間開始前に現指定管理者が販売した回数券や定期利用券の代金、事前予約により収納した利用料金は、現指定管理者の収入とする。

指定管理者は、これらの回数券や定期利用券、利用料金が事前収納された予約の利

用があったときは、サービスの提供を行わなければならない。

なお、この取扱いとは次回更新時も同様とする。

(7) 支払方法

指定管理料は、概算払いとし、年4回の分割払いとする。

支払期限について、協定書で定める期日までに協定書で定める金額を指定管理者の請求に基づいて支払う。

(8) 光熱水費等（電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費）の精算

ア 光熱水費及び燃料費の取扱い

価格が安定するまでの間、光熱水費及び燃料費は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示した光熱水費及び燃料費の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額とする。

光熱水費及び燃料費の積算額 34,605千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 光熱水費及び燃料費の精算方法

- (ア) 当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額を上回る場合 市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。
- (イ) 当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額に満たない場合 指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(9) キャッシュレス決済手数料の精算

ア キャッシュレス決済手数料の取扱い

キャッシュレス決済手数料は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示したキャッシュレス決済手数料の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額とする。

キャッシュレス決済手数料の積算額 1,711千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ キャッシュレス決済手数料の精算方法

- (ア) 当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額を上回る場合
市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。
- (イ) 当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額に満たない場合
指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(10) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更

施設の改修工事や設備の更新等を行うときは、利用調整をする等、その実施に協力しなければならない。

なお、改修等の結果、指定管理料の算定に差異が生じることとなった場合は、市と指定管理者で協議の上、契約を変更することができる。

また、変更契約により、指定管理料の精算が生じた場合は、市及び指定管理者は速やかに精算をすること。

(11) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政法人の補助制度があるときは、これを積極的に活用すること。

ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要となる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議を行うこと。

(12) その他

ア 指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うに当たり、会計処理の透明性確保の観点から、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けなければならない。

イ 指定管理者は、本事業に関連する出入金の管理を、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理しなければならない。

なお、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座は、1施設当たり1口座を原則とする。

7 その他

(1) 事務引継

指定期間が終了し、指定管理者が交代する際は、次の指定管理者の候補者が円滑に指定管理業務を実施することができるよう、必ず引継ぎを行わなければならない。

また、初回の引継ぎでは、市が立ち会った上で引継ぎの日程や方法、項目を決定するものとする。

なお、引継ぎに係る経費は候補者が負担するが、市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

(2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施する上で作成した文書、収集した文書については、市に引き継ぐものとする。

なお、市は必要に応じて次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

(3) 利用料金の決定

利用料金は、指定管理者が、静岡市体育館条例別表に定める利用料金の限度額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めることとする。

なお、市の施策その他の事情により利用料金の上限額を見直す必要が生じた場合には、市は当該上限額を改定する。

(4) 目的外使用許可等

電柱等の設備の設置許可については、指定管理者の業務範囲外であるため、市が行政財産の目的外使用許可等を行い、使用料を徴収するものとする。

また、自動販売機の設置は目的外使用許可ではなく、市が貸付により直接行うこととし、その貸付料は市の収入とする。

なお、事業者については市が一括して公募する。(自動販売機の光熱水費及び維持管理費においては、設置業者から直接その経費を収受するものとする。)

その他、指定管理者が目的外使用許可を得る必要がある場合は、別途市に申し出ること。

(5) 静岡市シェアサイクル事業者との相互協力

必要に応じて静岡市シェアサイクル事業者との連絡調整や相互協力を実施すること。

(6) 市主催事業等への協力

ア 市が主催する事業等には、優先的に実施できるよう、市と協議すること(貸館、広報物の掲示等含む。)

イ 類似公共施設の広報物の掲示等、PRの相互協力を行うこと。

ウ 市が行う防災訓練や災害時の対応に協力すること。

(7) 複合施設における光熱水費等の取扱い

複合施設である南部体育館及び長田体育館における「2 指定管理業務の内容 (3) 第三者に委託することができる業務 イ南部体育館の業務内容」及び「同 ウ長田体育館の業務内容」のうち、(ア) から (ク) までの業務については駿河区役所健康支援課

において契約及び支払いを行うため、指定管理者は同課と費用負担割合に係る協定を締結し費用負担すること。光熱水費の契約及び支払方法についても同様とする。

(8) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(9) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(10) 大規模修繕等の予定

- ・令和8年度南部体育館中規模改修
- ・令和8年度北部体育館中規模改修
- ・令和9年度長田体育館中規模改修
- ・照明設備 LED 化改修

令和8年度：長田体育館、令和9年度：東部体育館・北部体育館、

令和10年度：南部体育館

改修の実施については、静岡市議会での議決により決定する。

(11) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力・ガスの小売全面自由化に伴い、電力・ガス会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、指定管理者は積極的に購入方法の見直しを行い、経費節減等に努めること。

ただし、購入方法を変更した日から1年間の電気料・ガス料金の実績と、前年の同期間における電気料・ガス料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と協議の上決定する。

なお、見直しに当たっては以下の点に留意すること。

ア 契約しようとする電力会社・ガス会社が、小売電気事業者・小売ガス事業者として経済産業省の登録を受けていること。

イ 指定管理者と電力会社・ガス会社の間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されていること。

ウ 相手方との契約期間は指定期間内とすること。

(12) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

利用料金等（指定事業・自主事業による収入を含む）を徴収した相手方から適格請求書（インボイス）の交付を求められた場合、指定管理者はインボイスを交付する。

なお、交付したインボイスの写しは7年間保存しておくこと。

(13) 静岡市スポーツ施設に係る直営施設への対応について

土日祝日の開館時間中に、静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムを利用した静岡市スポーツ施設に係る直営施設の予約情報の編集、利用方法等の案内について、市と協議の上対応すること。

(14) 「（仮称）しずおか地域クラブ活動」への協力について

指定管理者は、令和9年9月から実施される「（仮称）しずおか地域クラブ活動」が地域におけるスポーツ振興に資するものであることを踏まえ、公共施設としての社会的役割を担い、今後策定される「（仮称）しずおか地域クラブ活動推進方針」に沿って協力するものとする。

(15) 指定の取消等

ア 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

イ 指定管理者が市の指示に従わないときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

ウ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができる。

エ ア、イ及びウのほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議する。

市と指定管理者のリスク分担等の一覧は、別紙5「市と指定管理者のリスク分担表」のとおり。

(16) その他

ア 職員の指導監督を行うとともに、職員の資質を高めるため、研修を実施するなど施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

イ 利用者のニーズ、情報等を把握し、サービスの向上に努めること。

(17) 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理に関し疑義が生じた場合には、市と指定管理者と協議して決定する。

別紙 1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

1 市の施策により実施する教室等（以下「指定事業」という。）

指定事業は、市のスポーツ推進計画に沿った事業である。事業内容においては、年度開始前の市が指定する日までに、実施計画書を提出した後、教室等の内容、参加料、回数、区分等について協議し、承認を得て実施すること。

項目	対象者	開催施設	開催回数
子どものスポーツ活動の推進 (第 2 期静岡 スポーツ推進計画 基本方針 1 施策の柱 1 基本施策①)			
1 子どもの運動機能向上教室	小学生以下	① 南部体育館 ② 長田体育館 ③ 東部体育館 ④ 北部体育館	① 48 ② 48 ③ 48 ④ 48
2 親子の運動教室	未就学児と親	① 南部体育館 ② 長田体育館 ③ 東部体育館 ④ 北部体育館	① 48 ② 48 ③ 48 ④ 48
3 子どものスポーツ体験教室	小学生以下	① 南部体育館 ② 長田体育館 ③ 東部体育館 ④ 北部体育館	① 12 ② 12 ③ 12 ④ 4
障がいのある人のスポーツ活動の推進 (第 2 期静岡市スポーツ推進計画 基本方針 1 施策の柱 1 基本施策④)			
1 ユニバーサルスポーツ教室	障がいのある人・健常者	① 南部体育館 ② 長田体育館 ③ 東部体育館	① 32 ② 16 ③ 16
2 ユニバーサルスポーツイベント	誰でも	① 南部体育館	① 1
多様な世代で楽しむスポーツ活動の推進 (第 2 期静岡市スポーツ推進計画 基本方針 1 施策の柱 1 基本施策⑤)			
1 市民の健康維持教室	18 歳以上	① 南部体育館 ② 長田体育館 ③ 東部体育館 ④ 北部体育館	① 48 ② 48 ③ 48 ④ 48

2 市の施策に準じて実施する教室等（以下「自主事業」という。）

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、静岡市体育館等の事業目的達成、活性化のため、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。

自主事業の実施に当たっては、教室等の目的や対象、内容等に沿った受講料金を設定することができるものとする。

また、1,580 回分の自主事業は、施設利用料を免除することができる。ただし、施設の設置目的に合致する内容や市スポーツ推進計画等に沿った内容に限る。なお、自主事業の実施において、損失が生じた場合、市は補填を行わない。

自主事業の計画に当たっては、年度当初の事業計画に盛り込むこと。なお、年度途中で新たな

事業の実施に当たっては、市と協議すること。

自主事業の企画・実施に当たっては、利用者の要望・意見に配慮するとともに、施設の他の利用者にも配慮すること。

3 著作権について

指定・自主事業等の遂行に伴い使用する音楽等において、著作権法等関係法令を遵守し、指定管理者が申請を行い、費用についても指定管理者の負担とする。

別紙2 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

全ての施設設備の運転と保守管理を行うとともに、効率的な運営を図り環境負荷を低減させること。

1 施設が保有している一般的な諸設備全般の運転と保守管理

(1) 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 日常清掃

清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

イ 定期清掃

床洗浄ワックス塗布等については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて定期的に行うこと。

ウ 特別清掃

指定管理者は、日常清掃及び定期清掃のほかに、必要に応じて清掃を実施し、施設の適切な環境衛生、美観の維持に努めること。

(2) 警備業務

施設内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保するとともに、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を講じること。

(3) 空調設備保守点検業務

最良の稼動状況を確保するため、保守点検、フィルター点検清掃を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をとること。また、保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行うこと。

(4) 自動扉開閉装置保守業務

ア 施設の利用に支障のないよう適切な機械各部及び付属機器の点検調整業務を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常もしくは異常を予見した場合は、適切な措置をとること。

イ 点検整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行うこと。

(5) 自家用電気工作物保安管理業務

ア 指定管理者を「経済産業省主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」1.(2)に規定の「みなし設置者」とする。なお、みなし設置者に関する必要な事項は次のとおりとする。

(ア) みなし設置者は、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用工作物について、電気事業法第39条第1項(自家用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持管理しなければならない。)の義務を果たす責任を有する。

(イ) 自家用工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

(ウ) 自家用工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

(エ) 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

- (オ) 事故・故障の発生や発生する恐れがある場合、主任技術者の指示を受け、送電停止、電気工作物の切り離し等、必要な措置をとる権限を有する。
- (カ) 事故・故障の原因が判明した場合、同様の事故・故障を再発させないための対策について、乙は、技術基準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。
- (キ) 技術基準維持のための措置は、指定管理者が判断し、速やかに実施するものとする。
- (ク) みなし設置者ができる手続きは次のとおりとする。

- a 保安規程の届出
- b 電気主任技術者の選任

イ 電気事業法に基づき、電気工作物の維持運用について、定期的な点検、測定及び試験を行うこと。

(6) 非常用発電装置保守点検業務

ア 非常用発電装置の維持運営について、定期的な点検、測定及び試験を行い、異常を発見した場合は必要な措置をとる。

イ 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき報告する。

(7) 消防設備保守点検業務

施設内の消防設備の保守管理を適正に行うことにより、火災発生の予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保するため、消防法等の関係法令に基づき点検を行うこと。機器点検は 6 か月に 1 回、総合点検は年 1 回実施すること。

(8) 建築設備等点検業務

建築基準法に基づく以下の定期点検を実施し、点検結果の写しを静岡市に提出すること（部数 2 部）。

ア 建築設備定期点検

建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づき、建築物の建築設備（昇降機を除く）の定期点検を年 1 回実施すること。

イ 特殊建築物等定期点検

建築基準法 12 条第 2 項の規定に基づき、特殊建築物等の定期点検を 3 年に 1 度実施することとし、指定期間内における実施時期は令和 9 年度及び 12 年度とする。

なお、ア及びイの対象施設は別表のとおりとする。

施設名	用途	構造・規模
東部体育館	体育館	SRC 造 2 階建て
北部体育館	体育館	SRC 造 地上 3 階地下 1 階建て
	駐車場	S 造 平屋建て

※北部体育館駐車場の非常用照明設備は、非常用発電装置と連動した点検が必要となるため注意すること。

ウ 防火設備点検

建築基準法第 12 条の規定に基づき、建築物の防火設備（常時閉鎖式の防火設備及び防火ダンパーを除く）の定期点検を年 1 回実施すること。

(9) 昇降機保守業務

建築基準法等に基づき、定期的に機械装置の細部を調査し、昇降機が常に安全で良好な運転状態を維持するよう、清掃、給油、調整その他適切な措置を講じ、予防保全的措置を講ずること。また、機器の故障等については、すみやかに復旧できる体制を整えること。保守点検は1か月に1回、定期検査は年1回行うこと。保守点検の記録は3年以上保存すること。なお、定期検査の点検結果を静岡市に提出すること（部数2部）。

(10) 排煙オペレーター保守点検業務

建築基準法第12条の規定に基づき、排煙設備の定期点検を年1回実施すること。

(11) 建築物環境衛生管理業務

ア 建築物の衛生管理を適切に行い、安全な衛生管理を保つ。

イ 保健所等の立ち入り検査の立会いをする。

(12) 浄化槽維持管理業務

浄化槽法等の関係法令に基づき、機能維持のための保守点検を定期的に行うこと。また、水質悪化予防のため年1回以上清掃を行い、指定検査機関の法定検査を受けること。

(13) フロン排出抑制法に基づく点検

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の規定に該当する設備については法令に基づき、定期的に点検を実施すること。点検の結果、フロン類の漏えいや故障が確認された場合は、すみやかに適正な措置を講ずること。また、点検や修繕実施状況、充填・回収したフロン類の情報等について記録を作成し、機器を廃棄するまで保存すること。フロン充填・回収作業をした場合は、充填量及び回収量が確認できる書類（証明書等）を静岡市に提出すること。

ア 対象機器 第一種特定製品

イ 簡易点検 全ての第一種特定製品を対象とし、機器の外観確認等により点検を実施すること。点検は3か月に1回以上実施すること。

ウ 定期点検 一定規格以上の機器については、冷媒フロン取扱技術者、高圧ガス製造保安責任者等の有資格者により直接法や間接法による方法で、機器ごとに定める期間に1回以上の点検を実施すること。

(14) バasketボール保守点検業務

移動式Basketボール及びそれに係る機器の保守点検を年1回以上実施すること。

(15) トレーニング機器保守点検業務

各種トレーニング機器の保守点検を年1回以上実施すること。

(16) 地下タンク漏洩保守点検業務

「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針」（平成16年3月18日付け消防庁危険物保安室長通知）を遵守し、地下貯蔵タンクの点検を年1回以上実施すること。

(17) 貯水槽清掃業務

水道法等の関係法令に基づき、貯水槽の清掃、消毒及び関連機器の点検、検査を年1回以上行うこと。

(18) 夜間照明電気保安点検業務

施設を安全に利用できるよう、経済産業省で定める技術基準、その他法令に抵触しないよう保守点検を実施すること。

(19) 簡易専用水道検査業務

水道法の規定に基づき、簡易専用水道の検査を年1回行うこと。

2 屋外の構築物等の保守管理

(1) 植栽管理業務

ア 樹木、植え込み等の管理にあつては、利用者の安全を確保することはもとより、病害虫防除や施肥の実施、樹木の剪定等は、もっとも適切な時期や方法を選び管理する。なお、樹木の伐採等やむを得ない場合は、市と協議し決定する。

イ 幼木等には八つ掛け支柱を設置するなど生育に配慮し、また、危険防止のために枯損木や枯れ枝は早期発見し、除去を行う。

ウ 草刈、抜根は、樹木、株物等を損傷しないよう、適切に行う。

エ 花壇等の管理は、草花が発育良好で病害虫に犯されていないものとし、施設の修景上適切な管理を行う。

(2) 駐車場管理業務

駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。各競技大会やイベント開催等により混雑が予想される場合、周辺道路への不法駐車を監視し、周辺住民に迷惑をかけることがないように十分配慮し、必要に応じて車両の誘導を行う。

3 備品等の管理

(1) 設備維持用消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な設備維持消耗品を適時購入し管理を行い、不具合の生じたものについては随時更新する。

(2) 備品

市の備品については、静岡市物品管理規則（平成 15 年静岡市規則第 51 号）及び関係例規に基づき適切に管理すること。

(3) 備品の貸出について

ニュースポーツ用具（南部体育館）及びグラウンドゴルフ用具貸出業務（南部体育館、長田体育館、東部体育館及び北部体育館）

スポーツ振興課所管のニュースポーツ用具及びグラウンドゴルフ用具の保管を行うとともに、借用希望者に対し、用具一式の貸出を行う。貸出については、借用希望者に用具貸出申請用紙に必要事項を記入させ、貸出予定台帳にて、貸出の調整を行うこと。

(4) A E D（自動体外式除細動器）について

A E Dの動作状況について、日常的に確認し記録すること。不具合を発見した場合は速やかに市及びA E D設置業者に連絡すること。

A E Dの消耗品は市が購入し提供するため、バッテリー、パッド等に不足が生じた場合は速やかに市に連絡すること。

5 その他施設の管理に関する留意事項

健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策に基づき、施設外敷地内に喫煙場所を設定しているが、本市は敷地内禁煙を推進していることから、今後、敷地内禁煙に向けて協議をしていく。

6 環境に対する取り組み

静岡市の環境マネジメントシステムに基づき、環境改善活動に取り組んでいることから、環境負荷の低減対策を実行するなどの環境に配慮した施設管理を行うこと。

別紙 3－1 施設保守管理等仕様書

(共通)

体育館建築物環境衛生管理業務仕様書

1 建築物環境衛生管理監督業務

(1) 維持管理業務計画

年間管理計画書の作成

(2) 維持管理業務の全般的な監督、維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価及び維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価

空気環境測定、貯水槽清掃、ねずみ・昆虫等駆除、飲料水水質検査業務の実施に係る必要な助言等

(3) 残留塩素測定、清掃廃棄物処理、空調設備管理、給水・排水設備管理業務及び照明、騒音、臭気、その他環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価

(4) 上記該当業務の記録簿点検・評価及び必要な助言等

(5) 報告書の作成、実施業務に係る報告書の取りまとめ及びその結果の評価及び対策の検討

(6) 保健所等の立入検査の立会い

2 貯水槽清掃

(1) 北部体育館 (12月) 市水受水槽 12.0m³ 高架水槽 3.0m³

(2) 東部体育館 (12月) 市水受水槽 24.0m³ 高架水槽 6.0m³

(3) 長田複合施設 (12月) 市水受水槽 45.0m³

3 ねずみ・昆虫駆除

(1) 駆除

北部体育館 (12月)

(2) 駆除及び保全場所

北部体育館

地下：機械室倉庫

1 階：事務所医務室、器具庫防災倉庫、剣道場、柔道場
トイレ、廊下

2 階：会議室、卓球場、トレーニング室

3 階：弓道場控え室、廊下

4 簡易専用水道検査

(1) 北部体育館 現場検査 (12月)

(2) 東部体育館 現場検査 (12月)

(3) 長田複合施設 現場検査 (12月)

樹木等維持管理業務

樹木等を維持及び育成し、施設の美観を維持することを本業務の目的とする。

1 業務場所

南部体育館	〃 駿河区曲金三丁目 1 番30号
長田体育館	〃 駿河区鎌田574番地の 1
東部体育館	〃 葵区東千代田二丁目 3 番 1 号
北部体育館	〃 葵区松富四丁目14番 1 号

2 業務内容

(1) 剪定

ア 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整枝、混み過ぎによる病虫害の発生予防及び枯損の発生予防等を目的として行うものであり、それぞれの樹種形状に応じて最も適切な時期、方法により実施すること。

イ 樹姿及び樹形の仕立ては、自然形に仕立てること。

ウ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。

エ 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。剪定した葉・枝はまとめて速やかに処理するとともに周辺を綺麗に清掃すること。

(2) 病虫害防除

ア 薬剤散布については、病虫害の種類、生育段階及び性質を十分配慮し最も効果が得られる時期に実施すること。

イ 薬剤の使用に関しては、薬物取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定められている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意すること。

ウ 散布は予め監督職員の了解を得てこれを行い、強風、降雨時は中止すること。薬剤の空瓶、空袋は必ず持ち帰って適切な方法により確実にこれを処分しなければならない。

(3) 施肥

肥料の種類、使用量を確認し、その養分が雨水等で流出しないよう配慮すること。

(4) 除草

敷地内の芝刈及び除草・清掃作業を行うこと。

3 その他

(1) 各作業実施前日までに監督員と協議し、了解を得て実施することとし、通行人、通行車両、駐停車車両に注意し、安全対策を図り、作業すること。

(2) その他の事項については、監督員の指示によるか、監督員との協議上決定すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項は、双方協議の上これを決定する。

自家用電気工作物の保安管理業務

1 保安管理業務の対象

委託者（以下「甲」という。）が委託する保安管理業務の対象となる電気工作物は次のとおりとします。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 事業場の名称 | 別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり |
| (2) 事業場の所在地 | 同上 |
| (3) 需要設備 | |
| ア 設備容量 | 同上 |
| イ 受電電圧 | 同上 |
| ウ 非常用予備発電装置 | 同上 |
| エ 常用発電設備 | 該当施設なし |
| (4) 発電所 | 該当施設なし |

保安管理業務委託事業場一覧表								
事業場の名称	事業場の所在地	需要設備 (kVA)	受電電圧 (V)	非常用 予備発電装置				点検頻度
				用途	種類	容量 (kVA)	電圧 (V)	
静岡市北部体育館	静岡市葵区松富4-14-1	750	6,600	非常用	ディーゼル	135	220	隔月1回
静岡市東部体育館コミュニティ防災センター	静岡市葵区東千代田2-711-2	200	6,600	非常用	ディーゼル	150	220	隔月1回

2 検査員の資格

保安管理業務を実施する者には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をもってあてるものとする。

3 保安管理業務の内容

電気工作物の点検・測定及び試験は、別表「点検・測定及び試験の基準」のとおり行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、受託者は、必要な指導又は助言を行うものとする。

- (1) 毎月点検は、施設の点検・測定及び試験を毎月1回行うものとする。
- (2) 総合点検は、施設の点検・測定及び試験を年1回行うものとする。
- (3) その他必要に応じて施設の点検・測定及び試験を行うものとする。

4 点検結果の報告

電気工作物の点検を実施したときは、その結果を点検記録表に記載し確認を得ること。

5 記録の保存

電気工作物の工事・維持及び運用に関する以下の記録等を双方で定めた期間保存するものとする。

- (1) 巡視・点検・測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 市は主要電気機器の重要な補修記録
- (4) その他必要な書類

6 その他

本仕様書は基本的な事項を定めたものであり、上記のほか特別に協定すべき補足事項が生じたときは、その都度、双方協議のうえ取り決めるものとする。

【保安全管理業務の細目及び基準】

1 保安全管理業務の内容

- (1) 受託者（以下「乙」という。）が受託して実施する保安全管理業務は次によるものとします。

ア 定例の保安全管理業務は次の各号によるものとします。

(ア) 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者（以下「甲」という。）の通知を受け必要な指導、助言を行います。

(ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

(エ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

(オ) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

(カ) 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

(キ) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。

(ク) 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。

(ケ) 小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験は、別表「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

イ 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

(ア) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

(ウ) 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

(ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電

気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（ア）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毎ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

（イ）情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

（ウ）衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

（エ）機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

（オ）立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（カ）器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

エ 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの

オ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（３）上記（２）において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

２ 相互の連絡

（１）甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

ア 遅滞なく連絡する事項

（ア）電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

（イ）安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合。

（ウ）有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合。

（エ）電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

（オ）感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

イ その他連絡する事項

（ア）経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

（イ）電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

- (ウ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
 - (エ) 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
 - (オ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - (カ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - (キ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - (ク) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - (ケ) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - (コ) 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - (サ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - (シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
- ア 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ その他必要な事項。
- 3 発電設備等の分解・整備等
- 発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、甲の負担において行うものとします。
- この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、甲は乙に分解・整備等の結果の記録を掲示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。
- 4 発電所担当者等
- (1) 甲は、保安規定による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
 - (2) 甲は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく乙に通知するものとします。
 - (3) 甲は、発電機担当者又は第4項第1項の代務者を乙の行う保安管理業務に立合わせるものとします。
- 5 絶縁監視装置及び機器の設置
- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
 - (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。

- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

6 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

7 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

8 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

9 その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

点 検 、 測 定 及 び 試 験 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備	遮断器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	高圧負荷開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
二次変電設備	母線、計器用変成器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル、その他機器	絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受・配電盤	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受・配電盤		外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	

	接地工事	外観点検	○	○	○	必要の都度
	(接地線・保護管)	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回／年	○	○	
		液温測定	1回／年	○	○	
		電圧測定	1回／年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
負 荷 設 備	電動機，電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
		絶縁抵抗測定			○※1, 6	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※5	○※5		
		絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
非 常 用 予 備 発 電 装 置	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備 と同じ
発 電 所	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		起動試験	○		○	
	発電装置及び 附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
	太陽電池及び附属装置 燃料電池及び附属装置	接地抵抗測定			○※4	
		単独運転検出			○	

接地装置	発電状況確認		○	○	
遮断機・開閉器 その他の電気機器	受電設備と同じ				受電設備と同じ

注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態

2 ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

3 ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

4 年次点検（無停電）は無停電で行う点検で、年次点検（停電）は停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検（無停電）を実施する場合は3年に1回は年次点検（停電）を行うものとします。ただし、発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

年次点検（無停電）は、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施いたします。

- (1) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
- (2) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
- (3) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
- (4) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
- (5) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

5 ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

6 ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により

異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- 7 ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、2年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- 8 ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

- 9 ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

- 10 ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

工事期間中に関する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備) ・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 （受電室建物 キュービクル式受・配電設備 の金属製外箱等）	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備 ・ 受変電設備 (低圧)	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、 その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点検	○
	遮断機・開閉器その他の電気機器類	外観点検	○

注 1 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

◎：実施 ○：条件付実施

設備	点検項目等	定期点検		
		月次点検	年次点検 (無停電)	年次点検 (停電)
太陽電池アレイ	外観点検	◎	◎	◎
	接地測定	—	◎※1	◎※1
中継端子箱（接続箱）	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定	—	◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（アレイ側）	—	—	◎※2
パワーコンディショナ	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定		◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（交流出力側）	—	—	◎※3
	入出力電圧確認	—	◎	◎
	単独運転防止機能動作確認	—	—	◎※4
	投入阻止時限タイマー動作試験		—	○※4
	表示機能確認	◎	◎	◎
	自立運転動作確認	—	—	○※5
保護装置（受電設備）	保護継電器試験	—	—	◎
引込開閉器	外観点検	◎	◎	◎

- 注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - (2) 電線と他物との離隔距離の適否
 - (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - (4) 太陽電池アレイの赤外線熱画像カメラによる異常確認
- 2 ※1を付した点検、測定及び試験は、測定値が規定値の70%以内で、接地設備に外観上の異常がない場合停電点検周期での測定とします。
- 3 ※2を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で行うものとします。
- 4 ※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できるものとします。
- 5 ※4を付した点検、測定及び試験は、年次点検（停電）点検周期、または商用（系統）側を停電する時に行うものとします。
- 6 ※5を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路

が接続されている場合に※４に準じて行うものとします。

7 発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

排煙オペレーター設備保守点検業務仕様書

1 所在場所	南部体育館	〃 駿河区曲金三丁目 1 番30号
	長田体育館	〃 駿河区鎌田574番地の 1
	東部体育館	〃 葵区東千代田二丁目 3 番 1 号
	北部体育館	〃 葵区松富四丁目14番 1 号

2 業務内容

- (1) 排煙オペレーター装置を正常な状態で使用することを目的としてその点検、調整等の業務を行うものとする。
- (2) 点検回数は年 1 回とする。(時期は、事前に各施設と十分協議し決定すること。)
- (3) 点検業務の結果、不良箇所が発見された場合は、速やかに報告しその処置について協議するものとする。ただし軽微な不良箇所については、点検中に補修する。
- (4) 点検業務に必要な工具、その他消耗品は受託者の負担とする。

別紙 3－2 施設保守管理等仕様書
(東部体育館)

東部体育館 清掃業務

- 1 所在地 静岡市葵区東千代田二丁目 3 番 1 号
- 2 名 称 静岡市東部体育館
- 3 清掃区分
 - (1) 日常清掃 原則として日曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く毎日清掃する。
 - (2) 定期清掃 原則として年4回実施する。
 - (3) 臨時清掃 行事等のためその必要性が生じた場合は臨時に清掃する。
- 4 清掃基準
清掃作業区域は、別紙東部体育館清掃委託仕様書のとおりとし、細部については、委託者の指示を受けること。
- 5 作業内容
 - (1) 東部体育館のアリーナは、午前8時30分までに、またその他の各場所は、午後5時迄に清掃すること。
 - (2) 各場所、各階から出るゴミ及びポリ容器内のごみ等は容器を搬出し、所定の場所で処理すること。
 - (3) 建物の周辺は、玄関を主体として1日1回以上見回り清掃すること。
 - (4) 便所は、毎日清掃するほか、便器等は定期的にクレンザー、フロアオイルを使用して清掃すること。
 - (5) トイレットペーパー、消毒液等で委託者が供給するものは、常時補給取替を行うこと。
 - (6) 廊下、階段、ロビー、ホール、フロアーは、毎日1回以上ほうき、モップ等を使用して清掃するほか、見回り清掃を行うこと。
 - (7) 東部体育館出口のマットは、常時土砂を取り定期的に水洗いする。
 - (8) 年末等の大掃除は、東部体育館の指示により行う。
 - (9) 各所清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者に所属を聞き、不用であることが判明したときは、委託者の指示により処理すること。
 - (10) 行事等が行われ、その必要性が生じた場合は、委託者の指示により随時清掃すること。
 - (11) 東部体育館敷地内の雑草の除草を委託者の指示により年1回行うこと。
 - (12) 施設周辺については、随時見回り清掃すること。
- 6 作業時間
作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

7 作業等の報告義務

- (1) 作業中に誤って市財産に損傷を加えたときは、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。

8 作業上の留意事項

関係法令を遵守するとともに、危険作業に従事する作業員の安全管理には、特に留意すること。

東部体育館清掃委託仕様書								
階	場 所	材質等	日常清掃			定期清掃		
			作業内容	面積 (㎡)	回数	作業内容	面積 (㎡)	回数
	事務室	フローリング	掃き	70.1	6 /週	洗浄・ワックス	70.1	4 /年
	アリーナ	フローリング	ダストモップ	1405.7	6 /週	洗浄・ワックス	1405.7	3 /年
	風除室	御影石	掃き	9.0	6 /週	洗浄	9.0	4 /年
	健康相談室	フローリング				洗浄・ワックス	31.6	4 /年
	卓球室	フローリング	ダストモップ	142.0	3 /週	洗浄・ワックス	142.0	4 /年
	ホール・ラウンジ・廊下A・下足	長尺塩ビ	掃き・拭き	432.8	6 /週	洗浄・ワックス	432.8	4 /年
	指導員室	タイルカーペット	バキューム	33.2	3 /週	クリーニング	33.2	4 /年
	ロビー、談話室[コーナー]	御影石	掃き	145.0	6 /週	洗浄	145.0	4 /年
	階段	長尺塩ビ	掃き・拭き	17.9	6 /週	洗浄・ワックス	17.9	4 /年
	通路	長尺塩ビ	掃き・拭き	387.2	6 /週	洗浄・ワックス	387.2	4 /年
	便所(障害者用)	長尺塩ビ	水拭き	6.3	6 /週	洗浄・ワックス	6.3	4 /年
1F	便器	大1	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各1	洗浄、拭き		6 /週			
	手すり	3	拭き		6 /週			
	汚物入れ	1	処理		6 /週			
	便所(男)	長尺塩ビ	水拭き	9.2	6 /週	洗浄・ワックス	9.2	4 /年
	床	長尺塩ビ	水拭き	22.9	6 /週	洗浄	22.9	4 /年
	便器	小7、大3	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各3	洗浄、拭き		6 /週			
	便所(女)	長尺塩ビ	水拭き	9.2	6 /週	洗浄・ワックス	9.2	4 /年
	床	長尺塩ビ	水拭き	23.6	6 /週	洗浄	23.6	4 /年
	便器	大5	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各3	洗浄、拭き		6 /週			
	汚物入れ	5	処理		6 /週			
	多目的室	タイルカーペット	バキューム	100.5	3 /週	クリーニング	100.5	4 /年
	武道場	畳	掃き	162.4	6 /週			
	武道場	フローリング	ダストモップ	162.4	6 /週			
2F	トレーニング場	カーペット	バキューム	164.1	6 /週	クリーニング	164.1	4 /年
	男子洗面所	長尺塩ビ	掃き・拭き	8.4	6 /週	洗浄・ワックス	8.4	4 /年
	洗面・鏡	各4	洗浄、拭き		6 /週			
	女子洗面所	長尺塩ビ	掃き・拭き	8.4	6 /週	洗浄・ワックス	8.4	4 /年
	洗面・鏡	各4	洗浄、拭き		6 /週			
	男女シャワー室	長尺塩ビ	掃き・拭き	3.3	6 /週	洗浄・ワックス	3.3	4 /年
		モザイクタイル	水拭き	13.5	6 /週	洗浄	13.5	4 /年
	壁	モザイクタイル	洗浄、拭き		2 /週			
	洗面・鏡	各2	洗浄、拭き		6 /週			
	ホース・金属類	各5	洗浄、拭き		6 /週			
	男女更衣室	長尺塩ビ	掃き・拭き	50.3	6 /週	洗浄・ワックス	50.3	4 /年
	便所(男)	長尺塩ビ	水拭き	1.6	6 /週	洗浄・ワックス	1.6	4 /年
	床	長尺塩ビ	水拭き	9.3	6 /週	洗浄	9.3	4 /年
	便器	小3、大1	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各1	洗浄、拭き		6 /週			
	便所(女)	長尺塩ビ	水拭き	1.6	6 /週	洗浄・ワックス	1.6	4 /年
	床	長尺塩ビ	水拭き	12.7	6 /週	洗浄	12.7	4 /年
	便器	大2	洗浄、拭き		6 /週			
	洗面・鏡	各1	洗浄、拭き		6 /週			
	汚物入れ	2	処理		6 /週			
他	窓ガラス	ガラス				クリーニング	700.2	1 /年
	灰皿	2			6 /週			
	庁舎周辺		拾いゴミ	1886.0	6 /週			
計				5298.6			3819.6	

東部体育館 警備業務

1 警備対象物件

静岡県葵区東千代田二丁目3番1号 静岡県東部体育館

2 警備方法

(1) 機械警備

(2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具類はすべて受託者の負担とする。

3 業務の内容

防犯、火災の機械警備業務

4 警備時間

(1) 毎日((2)及び(3)に定める日を除く)、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。

(2) 毎月第1月曜日の休館日(当日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)は午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。

(3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

東部体育館 空調設備保守点検業務

1 所在地 静岡市葵区東千代田二丁目3番1号

2 名称 静岡市東部体育館

3 保守点検箇所

1階 備蓄室 日立パッケージ RCI—80H4
RAS—80H4

1階防災センター MITSUBISHI PL—ERP140EA4
PUZ—ERP280KA9

1階 健康相談室 MITSUBISHI PL—ERP50EA4
PUZ—ERP50KA2

1階 事務室 MITSUBISHI PL—ERP71EA4
PUZ—ERP140LAZ

1階 アリーナ ガスヒートポンプチラー U—GH850T2DE

2階 多目的室 MITSUBISHI PF—RP280BA12
PUZ—ERP280KA9

2階 武道場（床） 日立パッケージ（天吊り） RPC—AP112K2
RAS—AP224HVM4

2階 武道場（畳） 日立パッケージ（天吊り） RPC—AP112K2
RAS—AP224HVM4

2階 トレーニング場 日立パッケージ（天吊り） RPC—AP140K2
AS—AP280HVM3

4 点検内容

委託期間内 2回/年 実施

各パッケージは、室外機については絶縁、電流、温度測定、異常音などの各部点

検、室内機については温度測定、異常音等の点検及びフィルター清掃、また圧縮機については配管、電気系統を細部にわたり点検をする。

5 不時の故障点検調整

対象物件に不時の故障等があった場合、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うこと。

6 点検結果報告書

点検終了後は、上記機器毎に点検の結果をまとめた報告書を提出すること。

7 その他

点検及び試運転に当たり、その他必要な事項については協議し、これを行うこと。

東部体育館 自動扉開閉装置保守点検業務

1 対象物件

寺岡自動扉開閉装置 SOV—100K 両引型 2台

2 保守点検内容

(1) 定期点検 期間中 年2回

ア オート・ドアエンジン各種エンジン本体、動力部、作動部

イ オート・ドアエンジン各種制御装置部

ウ オート・ドアエンジン各種起動装置部

エ オート・ドアエンジン各種安全装置部

オ オート・ドアエンジン各種に付属する各部

(2) 臨時保守点検

不時の故障に対する修理、点検整備を行う。

3 費用負担

点検、整備及び修繕にかかった費用は保守点検業務の中に含まれるものとする。

4 報告

点検、調整等を実施した時は、作業内容に関する点検報告書を提出すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

東部体育館 消防用設備保守点検業務

本業務は、消防法第17条 3 の 3 及び消防法施行規則第31条の 6 の規定に基づき、消防用設備の点検を行うものである。

1 所在地 静岡市葵区東千代田二丁目 3 番 1 号

2 名 称 静岡市東部体育館

3 点検時期

(1) 機器点検 年 2 回

(2) 総合点検 年 1 回

4 業務内容

(1) 一般事項

保守点検業務は、消防法、同施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示などの定めにより、実施すること。

(2) 点検方法

点検は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年 5 月31日消防庁告示第 9 号）」、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年 6 月11日消防予第172号（最終改正平成30年 6 月 1 日））別添」に定めるところによる。

(3) 消防機関への報告

消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うものとする。

5 特記事項

(1) 施設内に設置されている消防用設備が正常に作動するよう点検整備を行うこと。

(2) 点検日については事前に協議し、業務に支障のないようにすること。

(3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後 6 か月、総合点検後 6 か月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。

(4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

(5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

6 点検設備

- (1) 消火器
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) 泡消火設備
- (4) 自動火災報知設備
- (5) ガス漏れ警報設備
- (6) 非常放送設備
- (7) 誘導灯
- (8) 防火、排煙設備
- (9) 非常電源（自家発電設備）

別紙 3－3 施設保守管理等仕様書

(北部体育館)

北部体育館 清掃業務

1 所在地 静岡市葵区松富四丁目14番1号

2 名称 静岡市北部体育館

3 清掃区分

(1) 日常清掃 原則として日曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除き毎日清掃する。

(2) 定期清掃 原則として年3回実施する。

(3) 臨時清掃 行事等のためその必要性が生じた場合は臨時に清掃する。

4 清掃基準

清掃作業区域は別表のとおりとし、細部については、委託者の指示を受けること。

5 作業内容

(1) 体育館及び管理棟等の清掃

ア アリーナは午前8時30分までに、その他の各場所は午後5時までに清掃すること。

イ 各場所、各階から出るごみ等は、所定の場所で処理すること。

ウ 建物の周辺は、玄関を主体として1日1回以上見回りし、ゴミ拾い等清掃を行うこと。

エ 便所は、毎日清掃するほか、便器等は、定期的にクレンザー、フロアオイルを使用して清掃すること。

オ トイレットペーパー、消毒液等で委託者が供給するものは、常時補給取替えを行うこと。

カ 事務所・湯沸場は、毎日清掃するほか、クレンザー等を使用して定期的に手入れを行い、茶殻処理も併せて行うこと。

キ 廊下、階段、ロビー、ホール、フロアーは、毎日1回以上ほうき、モップ、ダスキン等を使用して清掃するほか、随時見回り清掃を行うこと。

ク 北部体育館出口のマットは、常時土砂を取り、定期的に水洗いすること。

ケ 各所清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者に所属を聞き、不用であることが判明したときは、委託者の指示により処理すること。

コ 弓道場は毎朝、清掃作業前にシャッターを開放する。また、委託者の指示により閉鎖すること。

(2) その他

北部体育館敷地内のゴミ、落葉の除去及び雑草の除草を委託者の指示により行うこと。

6 作業時間 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

7 作業等の報告義務

(1) 作業中に誤って市財産に損傷を加えたときは、速やかに委託者に報告すること。

(2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。

(3) 作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。

8 作業上の留意事項 関係法令を順守するとともに、危険作業に従事する作業員の安全管理には、特に留意すること。

別表 北部体育館清掃作業区域

場所	材質等	日常清掃			定期清掃		
		作業内容	回数	作業面積	作業内容	回数	作業面積
風除室	磁気タイル	掃き	6 /	13.28 ㎡	洗浄	6 / 年	13.28 ㎡
事務室・湯沸	長尺インレイド	水拭き	週	106.66	洗浄・ワックス	〃	106.66
医務室	〃	〃	〃	13.87	〃	〃	13.87
アリーナ	フローリングボード	ダストモップ	〃	1,917.83	〃	4 / 年	1,917.83
D階段	長尺インレイド	水拭き	〃	65.46	〃	6 / 年	65.46
〔 南側男子便所	磁気タイル	掃き	〃	31.65	洗浄	6 / 年	31.65
〔 (洗面)	長尺インレイド	水拭き	〃				
〔 南側女子便所	磁気タイル	掃き	〃	31.91	洗浄	〃	31.91
〔 (洗面)	長尺インレイド	水拭き	〃				
〔 西側女子更衣室	ビニル床シート	〃	〃	36.50	洗浄・ワックス	〃	36.50
〔 (シャワー)	モザイクタイル	掃き	〃				
〔 西側女子便所	〃	〃	〃	14.16	洗浄	〃	14.16
〔 (洗面)	ビニル床シート	水拭き	〃				
放送室	タイルカーペット	粗ゴミ回収	〃	20.62	吸埃・洗浄	4 / 年	20.62
指導室	〃	〃	〃	20.62	吸埃・洗浄	〃	20.62
〔 西側男子便所	モザイクタイル	掃き	〃	14.23	洗浄	6 / 年	14.23
〔 (洗面)	ビニル床シート	水拭き	〃				
〔 西側男子更衣室	〃	〃	〃	41.61	洗浄・ワックス	〃	41.61
〔 (シャワー)	モザイクタイル	掃き	〃				
身障者便所	長尺インレイド	水拭き	〃	6.00	洗浄・ワックス	〃	6.00
〔 北側男子便所	磁器タイル	掃き	〃	23.91	洗浄	〃	23.91
〔 (洗面)			〃				
〔 北側女子便所	磁器タイル	掃き	〃	33.17	洗浄	〃	33.17
〔 (洗面)			〃				
談話室	磁器タイル	掃き	〃	76.95	洗浄	〃	76.95
B階段	長尺インレイド	水拭き	〃	92.87	洗浄・ワックス	〃	92.87
A階段	磁器タイル	掃き	〃	11.59	洗浄	〃	11.59
〔 エントランスホール	〃	掃き	〃	773.88	洗浄・ワックス	〃	773.88
〔 ホール・廊下・通路	長尺インレイド	水拭き	〃				
柔道場玄関	フローリングボード	ダストモップ	〃	56.73			56.73
下足室(柔・剣)	〃	〃	〃	8.26			8.26
柔道場・控室	ビニル畳・檜	掃き	〃	542.33			542.33
剣道場・控室	檜	掃き	〃	542.36			542.36
〔 会議室・前室	タイルカーペット	粗ゴミ回収	〃	33.45	吸埃・洗浄	4 / 年	33.45
〔	磁器タイル	掃き	〃				
〔 観客席	ビニル床タイル	水拭き	〃	1,204.89	洗浄・ワックス	〃	1,204.89
〔 ランニングコース	ビニル弾性床シート	水拭き	〃				
会議室・研修室	タイルカーペット	粗ゴミ回収	〃	149.66	吸埃・洗浄	〃	149.66
			〃				

場所	材質等	日常清掃			定期清掃		
		作業内容	回数	作業面積	作業内容	回数	作業面積
卓球室	ビニル弾性床シート	水拭き	6 /	230.0㎡	洗浄・ワックス	6 / 年	230.0㎡
トレーニング室	〃	〃	週	173.37	〃	〃	173.37
体力測定室	〃	〃	〃	23.83	〃	〃	23.83
健康相談室	〃	〃	〃	23.14	〃	〃	23.14
近的弓道場 射場	フローリングボード	ダストモップ	〃	143.99	洗浄・ワックス	1 / 年	143.99
〃 審判席	〃	〃	〃	15.22	〃	〃	15.22
〃 審判控室	畳	掃き	〃	22.99			
〃 男子更衣室	フローリングボード	ダストモップ	〃	23.56	〃	〃	23.56
〃 女子更衣室	〃	〃	〃	19.80	〃	〃	19.80
〃 巻藁室	〃	〃	〃	32.30	〃	〃	32.30
〃 玄関・廊下	砂利	掃き	〃	73.30	〃	〃	73.30
〃 控室	フローリングボード	ダストモップ	〃				
看的	〃	〃	〃	72.11	〃	〃	72.11
湯沸	ニートカラー	掃き	〃	16.57			
〔男子便所	長尺インレイド	水拭き	〃	5.57	洗浄・ワックス	6 / 年	5.57
(洗面)	磁器タイル	掃き	〃	24.19	洗浄	〃	24.19
〔女子便所	長尺インレイド	水拭き	〃				
(洗面)	磁器タイル	掃き	〃	26.30	洗浄	〃	26.30
身障者便所	長尺インレイド	水拭き	〃				
2階ホール	〃	〃	〃	6.66	洗浄・ワックス	〃	6.66
遠的弓道場 射場	〃	〃	〃	344.74	〃	〃	344.74
〃 審判席	フローリングボード	ダストモップ	〃	159.89	〃	1 / 年	159.89
〃 玄関・廊下	〃	〃	〃	7.65	〃	〃	7.65
〃 通路	砂利	掃き	〃	44.84	〃	〃	44.84
看的	フローリングボード	ダストモップ	〃				
3階ホール	ビニル床タイル	水拭き	〃	104.54	洗浄・ワックス	6 / 年	104.54
防災センター	ニートカラー	掃き	〃	21.00			
玄関通路	長尺インレイド	水拭き	〃	28.07	洗浄・ワックス	〃	28.07
〃 対策室	〃	〃	〃	35.94	〃	〃	35.94
〃 廊下	〃	〃	〃	94.19	〃	〃	94.19
〃 湯沸	〃	〃	〃	6.16	〃	〃	6.16
〃 便所	〃	〃	〃	4.90	〃	〃	4.90
〃 宿直室	〃	〃	〃	3.94	〃	〃	3.94
	畳	掃き	〃	14.45			
外構							
窓ガラス	拾いゴミ		〃	7,107.00	洗浄仕上げ	1 / 年	1695.60

北部体育館 機械警備業務

1 警備対象物件

静岡市葵区松富四丁目14番1号

静岡市北部体育館

2 警備方法

(1) 機械警備

(2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具類はすべて受託者の負担とする。

3 業務の内容

防犯、火災の機械警備業務

4 警備時間

(1) 毎日((2)及び(3)に定める日を除く)、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。

(2) 毎月第1月曜日の休館日(当日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日以後の最初の休日以外の日)は午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。

(3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

北部体育館 空調設備保守点検業務

1 所在地 静岡市葵区松富四丁目14番1号

2 名称 静岡市北部体育館

3 保守点検箇所

(1) ガス焚吸収式冷温水発生機 (委託期間中2回/年点検)

矢崎エナジーシステム 一式 CH-MG80HC 3基

冷凍能力 281.3kW 加熱能力 286.1kW

(2) 冷却塔

型式 SDW-U230ASSO 1基

(3) ポンプ類

冷温水ポンプ 片吸込渦巻ポンプ 2台

冷却水ポンプ 〃 2台

給水ユニット 1台

(4) アリーナ用空調機(委託期間中2回/年点検)

横型エアハンドリングユニット 2台

(5) 送風機 (委託期間中2回/年点検)

地下機械室給排気ファン#2 2台

電気室給排気ファン #2 1/2 2台

アリーナ部排気ファン #4 2台

(6) パッケージ型空調機 (委託期間中2回/年点検)

空調機 (室外)	空冷ヒートポンプパッケージ	屋上	1	冷房45.0Kw 暖房50.0Kw
空調機 (室内)	空冷ヒートポンプパッケージ 天井カセット 2方向吹出型	卓球場	4	冷房11.2Kw 暖房12.5Kw
空調機 (室外)	空冷ヒートポンプパッケージ	屋上	2	冷房56.0Kw 暖房63.0Kw
空調機 (室内)	空冷ヒートポンプパッケージ 天井カセット 2方向吹出型	柔道場 剣道場	10	冷房11.2Kw 暖房12.5Kw
空調機(室外)	空冷ヒートポンプパッケージ	屋上	2	冷房56.0Kw 暖房63.0Kw
空調機(室内)	空冷ヒートポンプパッケージ 天井カセット 2方向吹出型	アリーナ	10	冷房11.2Kw 暖房12.5Kw

空調機	空冷ヒートポンプエアコン壁掛型	宿直室	1	冷房 3.2Kw 暖房 4.5Kw
空調機	空冷ヒートポンプパッケージ 天井カセット 1方向吹出型	清掃員控室	1	冷房 4.0Kw 暖房 6.0Kw
空調機	空冷パッケージ 天井カセット 4方向吹出型	防災貯蔵庫	1	冷房 4.0Kw 暖房 6.0Kw

名称	型式	設置場所	台数	能力	
空調機（室外）	空冷ヒートポンプパッケージ	屋上	1	冷房28Kw	暖房31.5Kw
空調機（室内）	空冷ヒートポンプパッケージ 天井カセット 2方向吹出型	放送室	1	冷房3.6Kw	暖房4.0Kw
		医務室	1	冷房3.6Kw	暖房4.0Kw
		指導員室	1	冷房5.6Kw	暖房6.3Kw
		事務室	2	冷房7.1Kw	暖房8.0Kw
空調機（室外）	空冷ヒートポンプパッケージ	屋上	1	冷房28Kw	暖房31.5Kw
空調機（室内）	空冷ヒートポンプパッケージ 天井カセット 2方向吹出型	控室	1	冷房9Kw	暖房10Kw
		談話室	2	冷房11.2Kw	暖房12.5Kw
空調機（室外）	空冷ヒートポンプパッケージ	屋上	1	冷房35.5Kw	暖房40.0Kw
空調機（室内）	空冷ヒートポンプパッケージ 天井カセット 2方向吹出型	防災対策室	3	冷房11.2Kw	暖房12.5Kw
空調機（室外）	空冷ヒートポンプパッケージ	屋上	1	冷房45.0Kw	暖房50.0Kw
空調機（室内）	空冷ヒートポンプパッケージ 天井カセット 2方向吹出型	健康相談室	1	冷房 2.8Kw	暖房 3.2Kw
		体力測定室	1	冷房 4.5Kw	暖房 5.0Kw
		トレーニング室	4	冷房 9.0Kw	暖房10.0Kw
空調機（室外）	空冷ヒートポンプパッケージ	屋上	1	冷房45.0Kw	暖房50.0Kw
空調機（室内）	空冷ヒートポンプパッケージ 天井カセット 2方向吹出型	研修室	1	冷房16.0Kw	暖房18.0Kw
		会議室	1	冷房22.4Kw	暖房25.0Kw
		審判室	1	冷房 2.8Kw	暖房 3.2Kw
		控室	1	冷房 7.1Kw	暖房 8.0Kw

- (7) 全熱交換器形換気扇（委託期間中 2 回/年点検清掃） 8 台
(8) 自動制御機器（委託期間中 2 回/年点検） 1 式

4 点検内容

(1) 冷温水ユニット、冷却塔、ポンプ類

ア 暖冷、冷暖切替調整

- (ア) 総合外観点検
(イ) 気密状況確認
(ウ) 切替操作（冷媒精製作業を含む。）

- (エ) 操作シーケンス確認
- (オ) バーナー燃焼テスト
- (カ) 保護リレー作動確認
- (キ) 抽気弁作動確認
- (ク) 冷房運転、暖房運転状況確認
- (ケ) 溶液調整（状況によりインヒビター、冷媒補充）
- (コ) 抽気電磁弁点検
- (サ) 運転指導
- (シ) フレームロッド、スパーロッド点検清掃
- (ス) 溶液サンプリング分析
- (セ) 燃料漏れ点検（弁越し、外部）
- (ソ) モーター絶縁測定
- (タ) 水質チェック（PH）

イ 冷暖房中間点検調整

- (ア) 水質チェック（PH）
- (イ) 運転状況確認
- (ウ) 燃料漏れ点検（弁越し、外部）
- (エ) 保護リレー作動確認
- (オ) 抽気弁作動確認
- (カ) 保守点検指導

(2) 空調機（エアハンドリングユニット）点検調整

- ア 総合外観点検
- イ 送風機汚れの点検
- ウ 軸受磨耗の点検
- エ フィルターの点検清掃
- オ ドレンパン腐食の点検
- カ バルブの点検
- キ ファンベルトの点検
- ク プーリーの点検
- ケ モーター絶縁測定
- コ グリースの確認
- サ カップリングゴム劣化の点検
- シ 熱交換器フィン汚れ点検
- ス 熱交換器チューブ汚れ点検
- セ 加湿器の点検
- ソ エリミネーターの点検
- タ 保温材劣化の点検

(3) 送風機（片吸込シロッコファン）

- ア 総合外観点検
- イ ファンベルトの点検
- ウ プーリーの点検
- エ 送風機汚れの点検
- オ モーター絶縁測定
- カ 軸受磨耗の点検
- キ グリースの確認
- ク カップリングゴム劣化の点検

(4) パッケージ型空調機

- ア 総合外観点検
- イ 圧縮機類絶縁測定
- ウ 媒ガス量確認
- エ 媒ガス圧力測定
- オ 冷媒温度チェック
- カ クランクケースヒーター作動確認
- キ 吸い込み、吹き出し温度測定
- ク フィルター点検
- ケ ドレンアップメカ作動確認
- コ ルーパー、ベーン作動確認
- サ リモコン作動確認
- シ 集中コントローラー作動確認

(5) 自動制御機器点検調整

- ア 総合外観点検
- イ 三方弁作動確認
- ウ 温度検出器作動
- エ 湿度発信器力測定
- オ 温、湿度調節器作動確認
- カ 圧力発信器作動確認
- キ ダンパーモーター作動確認
- ク ダンパー開度設定器作動確認

(6) 総合点検

- ア 総合外観点検
- イ アリーナ温度制御確認
- ウ アリーナ湿度制御確認
- エ 外気ダンパー制御確認
- オ 給、排気ファンインバーター制御確認
- カ 全熱交換器制御確認

キ VAV制御確認

ク VD、FD確認

5 不時の故障点検調整

対象物件に不時の故障等があった場合、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うこと。

6 点検結果報告書

点検終了後は、上記機器毎に点検の結果をまとめた報告書を提出すること。

7 その他

点検及び試運転に当たり、その他必要な事項については協議し、これを行うこと。

北部体育館 自動扉保守点検業務

1 対象物件

自動扉開閉装置	D S N－150 N 40 (D)	2 台
	D S N－60 S 20 (S)	1 台
	D S－11 S 20 (S)	1 台

2 保守点検内容

(1) 定期点検 期間中 年 2 回

- ア 自動扉エンジン本体の点検
- イ 制御機器の点検
- ウ 検知器、センサーの点検
- エ 各制御用マイクロスイッチの点検
- オ その他附属部品

(2) 臨時保守点検

不時の故障に対する修理、点検整備を行う。

3 費用負担

点検、整備及び修繕にかかった費用は保守点検業務の中に含まれるものとする。

4 報告

点検、調整等を実施した時は、作業内容に関する点検報告書を提出すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

北部体育館 非常用発電装置保守点検業務

1 点検対象 PG-140LY-ROSS形 1台

2 保守点検内容

点検	検査項目	点検要領	点検期間		判定基準
			6ヶ月	1年	
外観 点検	自家発電機	1 浸水、漏水の恐れがないか 2 防火区画の破損の有無 3 室内の管理、整頓（工具を含む） 及び清掃状態 4 開閉器具の破損の有無			目視で判断
	換気の状態	換気口がふさがれていないかを確認			目視で判断
	排気筒	1 破損、亀裂、支持金具の確認 2 周囲に可燃物がないか確認			目視で判断
	発電機及び エンジン	1 端子部の締めつけ状況の確認 2 計器の破損の有無 3 油漏れ、水漏れ、清掃状態、廃油 処理 4 潤滑油の油量確認			目視で判断
	燃料及び 冷却水系統	1 燃料油容量の確認 2 冷却水容量の確認 3 各バルブは運転可能状態にあるか			レベルゲージで確認 2時間以上目視判断
	バッテリー 及び 充電器装置	1 バッテリーの電解液量（適合する ものに限る） 2 計器の破損の有無			目視で判断 充電電圧26.2V 以上
	発電機盤 及び 自動始動盤	1 計器類破損の有無 2 ランプ、スイッチの破損の有無			自動、手動選択 スイッチ「自動」 充電ランプ(緑) 制御電源 (白)点灯故障表示灯 (赤) 消灯

	耐震装置	アンカボルトの等の変形、破損等がないかを確認する			目 視 で 判 断
作動 点検	自家発電装置	手動で始動させ、作動状態及び電圧確立が正常であるかを確認			40秒以内確立 無負荷運転 5 分以内

- 3 点検回数 年 2 回
- 4 点検結果報告書 点検終了後は、点検の結果をまとめた報告書を提出すること。
- 5 その他 本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

北部体育館 消防用設備保守点検業務

本業務は、消防法第17条 3 の 3 及び消防法施行規則第31条の 6 の規定に基づき、消防用設備の点検を行うものである。

1 所在地 静岡市葵区松富四丁目14番 1 号

2 名 称 静岡市北部体育館

3 点検時期

(1) 機器点検 年 2 回

(2) 総合点検 年 1 回

4 業務内容

(1) 一般事項

保守点検業務は、消防法、同施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示などの定めにより、実施すること。

(2) 点検方法

点検は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年 5 月31日消防庁告示第 9 号）」、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年 6 月11日消防予第172号（最終改正平成30年 6 月 1 日））別添」に定めるところによる。

(3) 消防機関への報告

消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うものとする。

5 特記事項

(1) 施設内に設置されている消防用設備及びガス漏れ警報設備（屋内プール）が正常に作動するように点検整備を行うこと。

(2) 点検日については事前に協議し、業務に支障のないようにすること。

(3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後 6 か月、総合点検後 6 か月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。

(4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

(5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

6 点検設備

- (1) 消火器
- (2) 粉末消火設備
- (3) 泡消火設備
- (4) スプリンクラー消火設備
- (5) 避難器具
- (6) 自動火災報知設備
- (7) ガス漏れ火災警報設備
- (8) 非常放送設備
- (9) 誘導灯及び誘導標識設備
- (10) 防火、排煙設備
- (11) 操作盤
- (12) 防火対象物定期点検

北部体育館 エレベーター保守点検業務

1 点検対象 油圧式エレベーター 1 基

2 仕様

- (1) 形式用途 標準形油圧間接式 乗用エレベーター
- (2) 定格積載量 900kg 13人乗
- (3) 定格速度 45m/min
- (4) 運転方法 全自動乗合方式（各階強制停止運転付）
- (5) 停止階 3箇所（1～3階）

3 点検回数

- (1) エレベーターの各部機構の点検、給油、調査 月1回
- (2) 建築基準法第12条の規定に基づく法定点検 年1回

4 点検内容

- (1) 機械室関係
機械室環境、油圧パワーユニット、制御盤、作動油の状態、モーター・ブレーキ、バルブ、タンク、安全弁・圧力計、Vベルトの状態、サーモスタット、配管・フランジ等
- (2) かご室
かご走行状態、内装・照明・ファン、外部への連絡装置、停電灯装置、操作盤、表示ランプ、戸閉め安全装置
- (3) 乗場
かご着床状態、戸の開閉状態、戸と敷居、呼びボタン・表示ランプ、外部開放装置
- (4) 昇降路
かご上・昇降路・ピット環境、戸の開閉装置、ガイドシュー・給油器、主ロープ、着床装置、プランジャー・シリンダー、ガイドレール、ドアスイッチ・インターロックスイッチ、上・下部リミットスイッチ、非常止め装置、移動ケーブル、配線・配管、緩衝器、上・下そらせ車
- (5) その他
地震時管制運転、火災時管制運転、停電時管制運転、車椅子仕様装置
- (6) 点検により摩耗・破損等が生じていた場合には直ちに修理すること。

5 特記事項

- (1) 点検により摩耗・破損等が判明した場合には直ちに修理すること。
- (2) 故障・運行異常時は速やかに対応すること。

- (3) 点検日については事前に協議し、業務に支障のないようにすること。
- (4) 点検・修理等を実施したときは、速やかに点検報告書を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

北部体育館 中央監視システム保守点検業務

1 点検機器

(1) メインユニット	1 台
(2) プリンターユニット	2 台
(3) モニターユニット	1 台
(4) アナライザーユニット	5 台
(5) UPS ユニット	1 台
(6) グラフィックパネル	1 台
(7) 発停ポイント	17 点
(8) 監視ポイント	31 点
(9) 警報ポイント	51 点
(10) 計量ポイント	5 点
(11) 計測ポイント	19 点

2 委託期間中の点検回数は年 1 回とする。

3 点検業務の結果、不良箇所が発見された場合は、速やかに報告しその処置について協議するものとする。ただし、軽微な不良箇所については、点検中に補修する。

4 点検内容

(1) 外観点検

- ア 機器設置環境条件の確認（温度 0～40℃、相対湿度 45～85RH、結露無きこと）
- イ 変形、損傷、腐食及び磨耗の有無を点検
- ウ 取り付け状態の良否を点検
- エ 異音、異臭及び変色の有無を臭覚、聴覚、目視及び手触により点検
- オ 接続端子部の緩みの有無を点検
- カ プリント基盤等の半田付け箇所を点検（ヒートシंकサイクルによる経年変化を含む。）
- キ 温度上昇の状態を手触及び計器により点検
- ク 表示灯、LCD（タッチパネル）等に関する点検（発光輝度等のチェックを含む。）

(2) 制御機能点検

- ア 監視盤、壁スイッチ、各センサー入力操作を行いプログラム通りに制御することを点検
- イ プリンタ印字品質確認（テスト印字による）
- ウ プログラム変更

(3) 機能点検

- ア 監視盤からの発停操作による負荷作動及び制御盤表示確認（状態、警報監視用補助リレーの作動確認）
照明リモコン作動は LCD 画面上で確認
- イ 端末器への模擬入力による作動、表示確認
- ウ 現場メーター値と監視盤表示値との誤差比較校正
- エ 監視盤からの設定変更による端末器出力確認

(4) データの保存・確認

- 運用データの保存及び履歴情報の確認

(5) 電气的特性試験

- ア 直流電源のリップル含有率を測定

イ 各電圧測定及び伝送信号波形の測定

ウ バックアップ用（蓄）電池の端子電圧測定及び容量試験、切替試験

個人情報の保護に関する取扱仕様書

(個人情報保護の基本原則)

- 1 指定管理業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい等の禁止)

- 2 指定管理者は、業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

- 3 指定管理者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 指定管理者は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 指定管理者は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 6 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 7 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

- 8 指定管理者は、業務の実施に当たり市から提供され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(再委託等における個人情報の取扱い)

- 9 指定管理者は、市の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、指定管理者は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを市に提出するものとする。

(事故発生時における報告)

- 10 指定管理者は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2) 個人情報画像 防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 実施機関 市長その他の市の執行機関、公営企業管理者、消防長及び市議会のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

(委託に伴う措置)

第3条 実施機関は、防犯カメラ等の設置又は管理の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を指定管理者に行わせることを含む。以下同じ。)を行うに当たっては、個人情報画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の設置場所)

第4条 実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置するものとする。

(防犯カメラ等の設置の表示)

第5条 実施機関は、防犯カメラ等の撮影対象区域内外の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置している旨並びに第7条に規定する防犯カメラ等管理責任者及びその連絡先を容易に視認できる方法により表示するものとする。

(画像表示装置及び録画装置の設置場所)

第6条 実施機関は、防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、施錠ができる室内等で、かつ、実施機関の職員以外の者が見通すことのできない場所に設置するものとする。

(管理責任者の設置等)

第7条 実施機関は、個人情報画像の適正な取得及び安全管理を図るため、防犯カメラ等の撮影対象区域ごとに、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラ等の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置の操作者の指定)

第8条 防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置は、管理責任者がその操作を行う者として指定した者以外の者は、その操作を行うことができない。

(個人情報画像の保存等)

第9条 実施機関は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

2 防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複写してはならない。

3 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）を防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。

4 個人情報画像の保存期間は、原則として2週間以内の必要最小限度の期間とする。ただし、これにより難い事情がある場合は、当該防犯カメラ等の設置目的に応じ、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。

5 保存期間を経過した個人情報画像については、漏えい防止のため、これを確実に速やかに消去するものとする。

6 記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、破砕等の措置を講じるものとする。

(苦情の処理)

第10条 実施機関は、個人情報画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙5 市と指定管理者のリスク分担表

項 目		負 担	
		市	指定 管理者
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協議事項	
	法人税・法人市民税率等の変更		○
	事業所税率等の変更	協議事項	
	それ以外で管理運営に影響するもの	協議事項	
許認可	市が取得すべき許認可等の遅延・失効など	○	
	指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
周辺地域・	地域との協調		○
住民への対	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○
応	上記以外の事項	○	
運営リスク	市の管理上の責めによる施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	市の管理上の責めによらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	協議事項	
事業中止・ 変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
政治・行政 的理由によ	政治的・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、または指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増	協議事項	

る事業変更	加経費負担		
再委託管理	指定管理者が締結する契約の相手方の管理等		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による施設・設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設・設備 物品等の損 傷	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1施設につき50万円以下の小規模なもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上記以外）	協議事項	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間途中で業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、静岡市と指定管理者が協議のうえ、決定します。

静岡市指定管理料スライド制度の手引

静岡市（社会共有資産利活用推進課・財政課）

令和 7 年 4 月

目次

1	趣旨	2
2	概要	2
3	賃金水準の変動に伴うスライド	3
4	物価水準の変動に伴うスライド	5
5	制度運用スケジュール	6
6	その他の取扱い	7
	指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書	8

1 趣旨

これまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準・物価水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、指定管理料に反映することはしていなかったが、近年は最低賃金の上昇や物価高騰による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

今後も賃金水準・物価水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金水準・物価水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」（以下「スライド制度」という。）を導入する。

2 概要

（1）基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額（以下「基準額」とする。）を基として、賃金水準及び物価水準の変動を反映するための見直し計算を行い、算出したスライド額を翌年度の指定管理料に反映する。

（2）対象施設

令和7年度以降、指定期間が開始する全ての指定管理施設を対象とする。

（3）適用時期

指定管理2年目の指定管理料からスライド制度を適用する。

※指定管理初年度の指定管理料については、募集時の積算に現在の賃金水準や物価水準が反映されているため、適用の対象としない。

（4）賃金水準・物価水準の変動を算定する指標

①賃金水準

常勤職員の人件費 … 毎年9月頃に静岡市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」から算出した年間の給与額

臨時職員の人件費 … 毎年8月頃に静岡労働局が公表し、10月頃に発効される静岡県最低賃金

②物価水準

事業費・施設費 … 日本銀行調査統計局が公表する4月の「企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）」

（5）賃金水準・物価水準の変動のうち指定管理者が負担する範囲

指定期間を通じ、各経費の基準額の±1.5%の範囲は、指定管理者の負担とする。

(6) スライド額の算出方法

「募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額」（基準額）に、「各指標の変動率」を乗じてそれぞれの増減額を算出し、この増減額から「当該基準額に1.5%を乗じた指定管理者の負担分」を差し引いた額を各経費のスライド額として算出し、次年度の指定管理料へ反映する。（賃金水準・物価水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。）

なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、次年度の指定管理料に反映するスライド額は0円とし、指定管理料の増減は行わない。

<イメージ>

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{〇〇費の} \\ \text{スライド額} \\ \hline \end{array} = \underbrace{\begin{array}{|c|} \hline \text{〇〇費の} \\ \text{積算額} \\ \hline \end{array} \times \text{請負率} \times \text{変動率}}_{\text{基準額}} - \begin{array}{|c|} \hline \text{〇〇費の} \\ \text{積算額} \\ \hline \end{array} \times \text{請負率} \times 1.50\%$$

【増減額】 【指定管理者負担分】

3 賃金水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①常勤職員の人件費

常勤の職員（常勤の職員と同程度の技能を有するものを含む）の人件費として積算した給料、期末勤勉手当及び法定福利費

②臨時職員の人件費

①以外の職員（パートタイム等の臨時職員）の人件費として積算した賃金、期末勤勉手当及び法定福利費

③ 人件費に連動する管理費

①及び②に経費率10.0%を乗じて算出した管理費

(2) 変動率の算出方法

①常勤職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}} - 1 = \text{変動率}$$

②臨時職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度の静岡県最低賃金}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

<人件費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned}
 \text{A 常勤職員人件費増減額} &= \text{a 常勤職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度 (R7) の民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度 (R6) の民間給与実態調査の額}} - 1 \right) \\
 \text{B 臨時職員人件費増減額} &= \text{b 臨時職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度 (R7) の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度 (R6) の静岡県最低賃金}} - 1 \right) \\
 \text{人件費のスライド額} &= (\text{A 常勤職員人件費増減額} + \text{B 臨時職員人件費増減額}) - \text{人件費(a+b)の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\%
 \end{aligned}$$

<人件費に連動する管理費のスライド額>

$$\text{管理費のスライド額} = \text{人件費のスライド額} \times 10.0\% \text{ (経費率)}$$

<制度運用イメージ>



4 物価水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①事業費

事業費として積算したすべての経費

②施設費

施設費として積算した経費のうち、光熱水費及び燃料費を除く額

※光熱水費及び燃料費については、エネルギー価格高騰の影響や国の補助制度等により、今後の価格の動向が不透明なため、当面は精算を行うこととし、スライド対象には含めない。

③ 事業費・施設費に連動する管理雑費

①及び②に経費率 1.0% を乗じて算出する管理雑費

(2) 変動率の算出方法

①事業費

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

②施設費（光熱水費及び燃料費を除く）

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

<事業費・施設費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned} \text{事業費のスライド額} &= \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \\ \text{施設費のスライド額} &= \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \end{aligned}$$

<事業費・施設費に連動する管理雑費のスライド額>

$$\text{管理雑費のスライド額} = \left(\text{事業費のスライド額} + \text{施設費のスライド額} \right) \times 1.0\% \text{（経費率）}$$

5 制度運用スケジュール

			静岡市	指定管理者
指定期間 開始前	募集実施時		・スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集	
	年度協定締結時		・スライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結	
指定期間 中	計算を行う年度	9～10月頃	・賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の変動率等を指定管理者に通知 ・上記通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知 ・スライド額が生じる場合は翌年度の予算要求額に反映	・通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討
		2年目以降	4月	・スライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結
	2年目以降	随時	・モニタリング等の機会に賃上げ等の実施状況を確認	・年度終了後、反映状況に関する報告書を市へ提出

(1) 指定期間開始前

- ① 指定管理者の募集時、スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集する。
- ② 年度協定締結時、市（施設所管課）と指定管理者でスライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結する。

(2) 指定期間中

① 計算を行う年度

ア 市（社会共有資産利活用推進課及び財政課）は、賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の公表時期に合わせて各指標の変動率等を算出し、施設所管課を通して指定管理者に通知する。

イ 市（施設所管課）は、上記アの通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知する。スライド額が生じる場合は、翌年度の指定管理料の予算要求額に反映する。

ウ 指定管理者は、上記ア及びイの通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討する。

② 指定期間2年目以降

ア 算出したスライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結する。

イ 指定管理者は、年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書（様式）」を市（施設所管課）へ提出する。

ウ 市（施設所管課）は、モニタリング実施時や事業報告（年度報告）の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認を行う。

6 その他の取扱い

(1) 指定期間開始が4月1日以外の場合

新規施設など、指定期間の開始が4月1日以外の施設について、翌年度の見直し計算を行うまでに指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とする。

(2) PFI 法に基づく指定管理施設

PFI 法に基づく指定管理施設については、個別の事業契約に基づき物価調整を行うため、本制度は適用しない。

(様式)

指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書

年 月 日

賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況について、下記のとおり報告します。

1 基本情報

施設名	
指定期間	年 月 日～ 年 月 日（指定期間 年目）
指定管理者名	

2 賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況

☐ ①職員の人件費に反映した

具体的な反映内容

☐ ②職員の人件費に反映していない

反映していない理由

3 その他

その他、賃金水準の変動に伴う賃上げ等の検討状況や自由意見

別紙 7-1

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

指定管理料 請負率	:	指定管理料 提案額	÷	指定管理料 上限額	=	請負率 #DIV/0!
--------------	---	-----------	---	-----------	---	----------------

常勤職員人件費の 変動率	:	前年度(n-1)の民間給与実態調査の額	÷	指定管理料積算年度の民間給与実態調査の額	-	1	=	#DIV/0!
-----------------	---	---------------------	---	----------------------	---	---	---	---------

A 常勤職員人件費 増減額	:	a 常勤職員人件費の積算額	×	請負率 #DIV/0!	×	変動率 #DIV/0!	=	#DIV/0!
------------------	---	---------------	---	----------------	---	----------------	---	---------

臨時職員人件費の 変動率	:	前年度(n-1)の静岡県最低賃金	÷	指定管理料積算年度の静岡県最低賃金	-	1	=	#DIV/0!
-----------------	---	------------------	---	-------------------	---	---	---	---------

B 臨時職員人件費 増減額	:	b 臨時職員人件費の積算額	×	請負率 #DIV/0!	×	変動率 #DIV/0!	=	#DIV/0!
------------------	---	---------------	---	----------------	---	----------------	---	---------

指定管理者 負担額	:	(a 常勤職員人件費の積算額×請負率 #DIV/0!	+	b 臨時職員人件費の積算額×請負率 #DIV/0!	)	×	1.50%	=	c #DIV/0!
--------------	---	--------------------------------	---	------------------------------	---	---	-------	---	-----------

→ ± #DIV/0! 円 までは指定管理者の負担とする。

人件費の 増減額	:	A #DIV/0!	+	B #DIV/0!	=	C #DIV/0!
-------------	---	-----------	---	-----------	---	-----------

→ 人件費の増減額（C）と指定管理者負担額（c）を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○人件費の増減額（C）がプラスの場合

人件費の スライド額	:	C #DIV/0!	-	指定管理者負担額 #DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	-----------	---	---------------------	---	---------

●人件費の増減額（C）がマイナスの場合

人件費の スライド額	:	C #DIV/0!	+	指定管理者負担額 #DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	-----------	---	---------------------	---	---------

別紙 7-2

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料} \\ \hline \text{請負率} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 提案額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 上限額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の} \\ \hline \text{変動率} \\ \hline \end{array} : \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}} - 1 = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の} \\ \hline \text{増減額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の積算額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{変動率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理者} \\ \hline \text{負担額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times 1.50\% = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 事業費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○事業費の増減額（A）がプラスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

○事業費の増減額（A）がマイナスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

別紙 7-3

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料} \\ \hline \text{請負率} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 提案額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 上限額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{変動率} \\ \hline \end{array} : \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}} - 1 = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{増減額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の積算額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{変動率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理者} \\ \hline \text{負担額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times 1.50\% = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 施設費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○施設費の増減額（A）がプラスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

○施設費の増減額（A）がマイナスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

別紙7-4

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{人件費スライド額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 10.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 0 \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理雑費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費スライド額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費スライド額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 1.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 0 \\ \hline \end{array}$$

キャッシュレス手数料等報告書

(様式)

施 設 名		所管課名	
-------	--	------	--

指定管理者		指定管理形態	
-------	--	--------	--

1 決済端末使用料

経費負担の有無	端末導入月	金額
有	令和 年 月	

2 決済手数料

発生月	内 訳	金額
令和●年 4月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 5月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 6月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 7月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 8月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 9月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 10月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 11月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 12月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 1月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 2月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 3月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年度における決済手数料合計		0

3 負担額

負担額(A + B)	0円
--------------	----

別紙 8

令和 年 月	件数	合計額
	0	0

決裁種別	件数	金額	手数料率	金額（消費税込）
VISA/Mastercard	0	0	2.95%	0
JCB/アメリカンエキスプレス/ダイナースクラブ	0	0	3.40%	0
銀聯カード	0	0	3.10%	0
Suica	0	0	2.37%	0
iD	0	0	2.95%	0
楽天Edy	0	0	2.82%	0
WAON	0	0	2.82%	0
nanaco	0	0	2.82%	0
QUIC PAY	0	0	3.40%	0
Pay Pay	0	0	2.95%	0
au Pay	0	0	2.95%	0
メルペイ	0	0	2.95%	0
d払い	0	0	2.95%	0
楽天Pay	0	0	3.04%	0
Jcoin Pay	0	0	2.95%	0
Bank Pay	0	0	2.95%	0
ゆうちょ Pay	0	0	2.95%	0
	0	0		0

内消費税額
0

※金額（消費税込）は小数点以下切り捨て

備品番号	取得年月日	品名	規格	取得金額
0000104703	昭和56年7月23日	パイプ椅子運搬車	40脚用	39,000
0000177613	平成26年3月31日	ワイヤレスマイク	パナソニック WX-4100B	34,400
0000177615	平成26年3月31日	トレッドミル	ジョンソン T8000Pro	1,047,900
0000015013	昭和49年7月22日	車いす		50,000
0000021295	平成5年11月15日	アブドミナルシットアップボード	ミズノ ハイドラ・フィットネス・プレミアム30MT1415	321,124
0000021298	昭和59年3月31日	センターテーブル	LET-426-21	32,000
0000027749	昭和59年3月31日	センターテーブル	LET-426-21	32,000
0000027750	昭和59年3月31日	6角テーブル	LET-767	40,500
0000027751	昭和59年3月31日	6角テーブル	LET-767	40,500
0000027752	昭和59年3月31日	6角テーブル	LET-767	40,500
0000027753	昭和59年3月31日	応接3点セット	LED-071 (テーブル1つ、一人掛け椅子2つ)	88,800
0000027754	平成9年3月25日	OAデスク	OA-3112N	37,000
0000027755	昭和59年3月31日	スモッキングスタンド	LCS-264KD	31,000
0000027756	昭和59年3月31日	傘立て	R-6M	116,000
0000027760	昭和59年3月31日	傘立て	R-6M	116,000
0000027761	昭和59年3月31日	傘立て	R-6M	116,000
0000027762	昭和59年3月31日	傘立て	R-6M	116,000
0000027763	昭和59年3月31日	3人掛ベンチ	LED-385	42,000
0000027768	昭和59年3月31日	3人掛ベンチ	LED-385	42,000
0000027769	昭和59年3月31日	3人掛ベンチ	LED-385	42,000
0000027770	昭和59年3月31日	3人掛ベンチ	LED-385	42,000
0000027771	昭和59年3月31日	3人掛ベンチ	LED-385	42,000
0000027772	昭和59年3月31日	コーナーベンチ	LED-395R	44,000
0000027774	昭和59年3月31日	コーナーベンチ	LED-395R	44,000
0000027775	昭和59年3月31日	コーナーベンチ	LED-395R	44,000
0000027776	昭和59年3月31日	コーナーベンチ	LED-395R	44,000
0000027777	昭和59年3月31日	コーナーベンチ	LED-395R	44,000
0000027778	昭和59年3月31日	コーナーベンチ	LED-395R	44,000
0000027779	昭和59年3月31日	コーナーベンチ	LED-395R	44,000
0000027780	昭和59年3月31日	コーナーベンチ	LED-395R	44,000
0000027781	昭和59年3月31日	コーナーベンチ	LED-325R	45,000
0000027782	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027790	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027791	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027792	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027793	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027794	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027795	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027796	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027797	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027798	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027800	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027801	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027802	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027803	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027804	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027805	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027806	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027807	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027808	昭和59年3月31日	6角スツール	LED-766	49,500
0000027826	昭和59年3月31日	金庫	GN-258	110,000
0000027827	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027828	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027829	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027830	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027831	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027832	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027833	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027834	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027835	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000

別表 1-1 備品リスト（3万円以上）

南部体育館

0000027836	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027837	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027838	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027839	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027840	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027841	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027842	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027843	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027844	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027845	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027846	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027847	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027848	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027849	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027850	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027851	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027852	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027853	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027854	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027855	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027856	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027857	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027858	昭和59年3月31日	コインロッカー	S-1685WB	89,000
0000027859	昭和59年3月31日	キッチンキャビネット	26M	45,000
0000027866	昭和59年3月31日	プラントボックス	LCB-104-21	41,800
0000027867	昭和59年3月31日	プラントボックス	LCB-104-21	41,800
0000027868	昭和59年3月31日	プラントボックス	LCB-104-21	41,800
0000027869	昭和59年3月31日	プラントボックス	LCB-104-21	41,800
0000027870	昭和63年6月20日	ウォータークーラー	RW-220P	70,000
0000027873	昭和59年3月31日	ビデオテープレコーダー	NV-N20	99,500
0000027885	昭和59年3月31日	ビデオテープレコーダー	HR-D2	102,000
0000027886	昭和59年3月31日	診察台	LED-1806H	30,800
0000027890	平成9年11月13日	掃除機	CV-96HB	34,755
0000027891	昭和59年6月30日	工具セット		38,320
0000027894	昭和59年3月31日	マット用台車		70,000
0000027907	昭和59年3月31日	マット用台車		70,000
0000027910	昭和59年3月31日	マット用台車		70,000
0000027911	昭和59年3月31日	審判台	DE73	101,640
0000027912	昭和59年3月31日	審判台	DE73	101,640
0000027913	昭和59年3月31日	審判台	DE73	101,640
0000027914	昭和59年3月31日	とび箱	小型4段	50,000
0000027944	昭和59年3月31日	とび箱	小型4段	50,000
0000027945	昭和59年3月31日	とび箱	中型8段	118,000
0000027948	昭和59年3月31日	低式平均台	セノ-AY51	33,100
0000027958	昭和59年3月31日	低式平均台	セノ-AY51	33,100
0000027959	昭和59年3月31日	低式平均台	セノ-AY51	33,100
0000027960	昭和59年3月31日	低平均台	セノ-AY51	33,100
0000027962	昭和59年8月7日	腹筋台	TN-010・TN-011	249,600
0000027965	昭和59年3月31日	フロア防球スクリーン	38m×3m	150,000
0000027967	昭和59年3月31日	テニス支柱	セノ-DF11	66,990
0000028002	昭和59年3月31日	テニス支柱	セノ-DF11	66,990
0000028003	昭和59年3月31日	テニスネット	セノ-DF93	46,200
0000028004	昭和59年3月31日	テニスネット	セノ-DF93	46,200
0000028005	昭和59年3月31日	ボールパー整理台	セノ-DK0100	68,700
0000028006	昭和59年3月31日	ボールパー整理台	セノ-DK0100	68,700
0000028007	昭和62年4月15日	卓球マシーン	パートナーV2型	199,000
0000028008	平成3年6月5日	ツイストマシン	TN-040	124,000
0000028010	平成3年5月16日	エアポリン	No. 1-87285	392,000
0000028011	平成2年4月26日	ヒップマシン	TM-620P	772,500
0000028012	昭和59年3月31日	プロ・パワー	TM-616	518,500
0000028013	昭和59年3月31日	パワークリーン	TM-614	510,000
0000028014	昭和59年3月31日	パワーネテック	TM-622	586,500
0000028015	昭和59年3月31日	パワートロン・バタフライ	TM-621	535,500

0000028016	昭和59年3月31日	バイ・ラテラルアームカール	T M-6 1 3	331,500
0000028017	昭和53年5月14日	ダブルニー	T M-6 2 7 P	819,000
0000028018	平成3年5月29日	エルゴメーター	エアロバイク 8 0 0	381,100
0000028033	平成2年4月26日	T T 式ベルトバイブレーター	T O-5 2 0	305,140
0000028037	平成6年7月6日	折りたたみネット太鼓橋	マスセット 7 5 0 2 8	113,500
0000045733	平成 1 年 7 月 26 日	監視用モニターテレビ	監視用モニターテレビ装置一式	2,317,500
0000051770	平成15年10月9日	ポータブルCDアンプ	パナソニックWE 3 7 0	109,725
0000062341	平成15年8月21日	体内脂肪計	タニタT B F 4 1 0	161,700
0000062342	昭和59年12月1日	ダンベルラック	セノー B E 1 5 0 0	74,600
0000074923	平成16年10月4日	自動券売機	グローリーKM-V 2 1 1	2,362,500
0000089952	平成19年3月6日	収納ボックス	壁掛け式	65,310
0000109803	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118099	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118100	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118101	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118102	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118103	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118104	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118105	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118106	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118107	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118108	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118109	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118110	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118111	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 1 0-3 1 0 VR VERIC	139,650
0000118112	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151405	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151406	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151407	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151408	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151409	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151410	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151411	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151412	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151413	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151414	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151415	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151416	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151417	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151418	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151419	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151420	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151421	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151422	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151423	平成21年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151424	平成21年10月5日	バスケット台	移動式電動型	3,969,000
0000151440	平成22年9月27日	屋内エバーマット	トーエイライト 抗菌エバーノンスリップ マット G-1 8 0 0	80,599
0000157728	平成22年9月27日	屋内エバーマット	トーエイライト 抗菌エバーノンスリップ マット G-1 8 0 0	80,599
0000157729	平成22年9月27日	屋内エバーマット	トーエイライト 抗菌エバーノンスリップ マット G-1 8 0 0	80,599
0000157730	平成22年9月27日	屋内エバーマット	トーエイライト 抗菌エバーノンスリップ マット G-1 8 0 0	80,599
0000157731	平成22年9月27日	屋内エバーマット	トーエイライト 抗菌エバーノンスリップ マット G-1 8 0 0	80,600
0000157732	平成22年9月27日	スポンジカラーマット	トーエイライト 抗菌エコノンスリップ マット T-2 5 4 1	42,500
0000157737	平成22年9月27日	スポンジカラーマット	トーエイライト 抗菌エコノンスリップ マット T-2 5 4 1	42,500
0000157738	平成22年9月27日	スポンジカラーマット	トーエイライト 抗菌エコノンスリップ マット T-2 5 4 1	42,500
0000157739	平成22年9月27日	スポンジカラーマット	トーエイライト 抗菌エコノンスリップ マット T-2 5 4 1	42,500
0000157740	平成22年9月27日	スポンジカラーマット	トーエイライト 抗菌エコノンスリップ マット T-2 5 4 1	42,499
0000157741	平成23年1月12日	簡易印刷機	デュプロ販売株式会社 デュープリン ター DP-U 6 5 0	687,750
0000162534	平成23年3月24日	バドミントン用得点板	株式会社三英 4 2-3 2 1	56,490

別表１－１ 備品リスト（３万円以上）

南部体育館

0000163341	平成23年3月24日	バドミントン用得点板	株式会社三英 ４２－３２１	56,490
0000163342	平成23年3月24日	バドミントン用得点板	株式会社三英 ４２－３２１	56,490
0000163343	平成23年3月24日	バドミントン用得点板	株式会社三英 ４２－３２１	56,490
0000163344	平成23年3月24日	バドミントン用得点板	株式会社三英 ４２－３２１	56,490
0000163345	平成23年3月24日	バドミントン用得点板	株式会社三英 ４２－３２１	56,490
0000163346	平成24年12月25日	バスケット台	株式会社小川長春館 BB152	3,969,000
0000171692	平成25年2月20日	ウォータークーラー	東芝 RWF-D51PS	120,750
0000172297	平成25年3月1日	ワイヤレスマイク	パナソニック WX-4100B	31,605
0000172469	平成26年1月27日	コンピエアロバイク900U-e	ミズノ サイフット 30AT5119E	294,000
0000175438	平成26年1月27日	バスケ・バレー用得点板	トーエイライト B-6164	34,125
0000175455	平成26年1月27日	バスケ・バレー用得点板	トーエイライト B-6164	34,125
0000175456	平成26年1月27日	バスケ・バレー用得点板	トーエイライト B-6164	34,125
0000175457	平成27年3月6日	折りたたみ椅子用台車	コクヨ CP-50NN	39,800
0000180716	平成27年3月6日	折りたたみ椅子用台車	コクヨ CP-50NN	39,800
0000180717	平成27年3月6日	折りたたみ椅子用台車	コクヨ CP-50NN	39,800
0000180718	平成27年3月6日	折りたたみ椅子用台車	コクヨ CP-50NN	39,800
0000180719	平成27年3月6日	折りたたみ椅子用台車	コクヨ CP-50NN	39,800
0000180720	平成27年3月26日	アップライトバイク	セノー株式会社 BG8720	322,380
0000180721	平成27年3月26日	アップライトバイク	セノー株式会社 BG8720	322,380
0000180722	平成27年9月1日	多目的支柱	サンエイ 42-226	41,310
0000181797	平成27年9月1日	多目的支柱	サンエイ 42-226	41,310
0000181798	平成27年9月1日	多目的支柱	サンエイ 42-226	41,310
0000181799	平成27年9月1日	多目的支柱	サンエイ 42-226	41,310
0000181800	平成27年9月1日	多目的支柱	サンエイ 42-226	41,310
0000181801	平成27年9月1日	多目的支柱	サンエイ 42-226	41,310
0000181802	平成30年10月1日	ロイター板	トーエイライトT-1149	31,590
0000254088	平成30年10月1日	ロイター板	トーエイライトT-1149	31,590
0000254089	平成30年10月1日	逆上がり補助板	トーエイライト T-2687	43,200
0000254090	平成30年10月1日	ソフト跳び箱5段	トーエイライト T-1840	88,560
0000254092	平成30年10月1日	ソフト跳び箱5段	トーエイライト T-1840	88,560
0000254093	令和1年6月10日	ネットワークオーディオプレイヤー	ヤマハ CDNT670S	47,500
0000256720	令和1年7月29日	自動体外式除細動器（AED）	フィリップス社製ハートスタートFRx+	84,240
0000257144	令和3年10月7日	バレーネット	6人制 上下テープ KTネット KT-6133	33,000
0000264860	令和3年10月7日	バレーネット	6人制 上下テープ KTネット KT-6133	33,000
0000264861	令和3年10月7日	バレーネット	6人制 上下テープ KTネット KT-6133	33,000
0000264862	令和3年10月5日	タッチパネル式自動券売機	V-T20V-S-H	1,870,000
0000269330	令和5年12月5日	トレッドミル		1,067,000
0000274117	令和6年1月9日	ポータブルアンプ	WA-371CD	107,800

備品番号	取得日	物品品名	規格	金額
0000007370	平成4年3月25日	ソファー	コクヨＣＥ－１５２ＫＳＲ	61,700
0000007376	平成4年3月25日	アームチェア	コクヨＣＥ－１５５ＫＳＲ	46,000
0000007377	平成4年3月25日	アームチェア	コクヨＣＥ－１５５ＫＳＲ	46,000
0000021332	平成13年12月18日	自転車式トレーニングマシン	セノー(株)コードレスバイクV60	249,900
0000021357	平成13年7月31日	電動式ウォーキングマシン	セノー(株)ラボードZ50	382,200
0000258316	平成31年4月1日	ハンドゴール		200,000
0000177632	平成26年3月31日	エアーローアー	JOHNSON W8000	325,500
0000177633	平成26年3月31日	ベルトバイブレーター	都村製作所 TT7171	247,401
0000177634	平成26年3月31日	ユーロトランポリン	グラント・マスター・エクスクル	1,848,000
0000177635	平成26年3月31日	バスケットボール得点板		54,600
0000177636	平成26年3月31日	バスケットボール得点板		54,600
0000177637	平成26年3月31日	バスケットボール得点板		54,600
0000177638	平成26年3月31日	スポンジマット（大）		123,333
0000177639	平成26年3月31日	スポンジマット（大）		123,333
0000177640	平成26年3月31日	スポンジマット（大）		123,333
0000177641	平成26年3月31日	ボディートレック		31,500
0000177642	平成26年3月31日	多目的支柱	差込式	49,140
0000177643	平成26年3月31日	多目的支柱	差込式	49,140
0000177644	平成26年3月31日	多目的支柱	差込式	49,140
0000177645	平成26年3月31日	バックハイパーベンチ	不明	47,250
0000177646	平成26年3月31日	アジャスタブルアブドミナルベン	不明	47,250
0000021285	平成5年11月15日	ダブルニーD	ミズノ ハイドラ・フィットネス・プレミア30MT1325	1,120,018
0000021297	平成5年11月15日	ジャンプスクワットD	ミズノ ハイドラ・フィットネス・プレミア30MT1327	822,391
0000028080	昭和60年11月15日	茶ダンス	36W型チーク	53,000
0000028081	昭和60年11月15日	キッチンキャビネット	HLK-0618	56,300
0000028101	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028102	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028103	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028104	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028105	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028106	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028107	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028108	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028109	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028110	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028111	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028112	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028113	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028114	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028115	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028116	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028117	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028118	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028119	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028120	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028121	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028122	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028123	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028124	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028125	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000

0000028126	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028127	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028128	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028129	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028130	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028131	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028132	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028133	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028134	昭和60年11月27日	コインロッカー	NR-1685W	101,000
0000028135	昭和60年11月25日	クリスタルキャビネット	BH-5144	47,800
0000028138	昭和60年11月15日	回転白板	BKWM-12N	45,900
0000028139	昭和61年2月27日	アコーディオンスクリーン	No16-613C-9	38,200
0000028140	昭和61年2月27日	アコーディオンスクリーン	No16-613C-9	38,200
0000028165	平成1年7月21日	監視用モニターテレビ	監視用モニターテレビ装置一式	2,235,100
0000028172	昭和60年11月15日	診察台	LED-1806H-50	32,200
0000028173	昭和60年11月15日	冷蔵庫	NR-176・TR-W	73,800
0000028174	平成6年2月2日	モップセット	ライトホールモップ90	44,632
0000028175	昭和61年3月31日	工具セット	不明	41,100
0000028176	昭和63年9月10日	脚立	アルミ脚立	38,900
0000028177	昭和60年11月15日	マット台車	浦田式	75,000
0000028178	昭和60年11月15日	マット台車	浦田式	75,000
0000028179	昭和60年11月15日	マット台車	浦田式	75,000
0000028180	昭和60年11月15日	マット台車	浦田式	75,000
0000028181	昭和60年11月15日	マット台車	浦田式	75,000
0000028193	昭和60年11月15日	審判台	セノーPLD100	104,300
0000028194	昭和60年11月15日	審判台	セノーPLD100	104,300
0000028195	昭和60年11月15日	審判台	セノーPLD100	104,300
0000028209	昭和60年11月20日	マット（大）	ヌリタ印純綿帆布	173,500
0000028210	昭和60年11月20日	マット（大）	ヌリタ印純綿帆布	173,500
0000028212	昭和60年11月20日	マット（大）	ヌリタ印純綿帆布	173,500
0000028213	昭和60年11月20日	マット（大）	ヌリタ印純綿帆布	173,500
0000028214	昭和60年11月20日	マット（大）	ヌリタ印純綿帆布	173,500
0000028215	昭和60年11月20日	マット（大）	ヌリタ印純綿帆布	173,500
0000028218	昭和60年11月20日	マット（大）	ヌリタ印純綿帆布	173,500
0000028226	昭和60年11月15日	ロイター板	セノーAJ0511	173,500
0000028227	昭和60年11月15日	ロイター板	セノーAJ0511	88,000
0000028228	昭和60年11月15日	ロイター板	セノーAJ0511	88,000
0000028229	昭和60年11月15日	ロイター板	セノーAJ0511	88,000
0000028230	昭和60年11月15日	ロイター板	セノーAJ0511	88,000
0000028231	昭和60年11月15日	ロイター板	セノーAJ0511	88,000
0000028240	昭和60年11月15日	とび箱	幼稚園用小型4段	128,700
0000028241	昭和60年11月15日	とび箱	幼稚園用小型4段	128,700
0000028242	昭和60年11月15日	とび箱	文部省規格小型8段	162,000
0000028243	昭和60年11月15日	とび箱	文部省規格小型8段	162,000
0000028244	昭和60年11月15日	とび箱	文部省規格中型8段	195,900
0000028245	昭和60年11月15日	とび箱	文部省規格中型8段	195,900
0000028255	昭和60年11月15日	セフティカバー	セノーDE00021	59,200
0000028256	昭和60年11月15日	セフティカバー	セノーDE21	59,300
0000028257	昭和60年11月15日	セフティカバー	セノーDE21	59,300
0000028284	昭和60年11月15日	ポールバー整理台	セノーDK0100	77,900
0000028285	昭和60年11月15日	ポールバー整理台	セノーDK0100	77,900
0000028287	昭和60年11月15日	テニス支柱	セノーDF0110	68,700
0000028288	昭和60年11月15日	テニス支柱	セノーDF0110	68,700

0000028289	昭和60年11月15日	テニス用ネット	セノーＤＦ９１１０	41,900
0000028290	昭和60年11月15日	テニス用ネット	セノーＤＦ９１１０	41,900
0000028296	昭和55年4月1日	ユニホック用フェンス	３０ｍ×１５ｍ	312,000
0000028297	平成2年5月14日	ヒップマシン	油圧式ＡＢ／ＡＤ	802,885
0000028298	昭和60年12月23日	パイ・ラテラル・アーム・カール	ＴＭ－６１３	355,000
0000028309	昭和60年11月26日	腹筋台	ＴＮ－０１０ＴＮ－０１１	242,000
0000028310	昭和60年12月27日	ダンベルセット	ＢＥ２０００？ＢＥ２９０００	494,800
0000028311	昭和61年1月20日	ダンベルラック	浦田式１０セット用	58,000
0000028312	昭和60年12月23日	ベンチ・プレス・ロウ	ＴＭ－６２２	672,000
0000028315	昭和60年11月15日	ツイストマシーン	ＴＮ－０４０	122,000
0000028316	昭和60年11月26日	ハムストレッチャー	ＴＯ－４１０	452,000
0000028317	昭和60年11月26日	ボディーストレッチャー	ＴＯ－４００	374,000
0000053149	平成15年1月23日	トランポリン	別紙仕様書のとおり	546,000
0000109804	平成19年3月6日	収納ボックス	壁掛け式	65,310
0000118067	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118068	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118069	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118070	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118071	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118072	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118073	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118074	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118075	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118076	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118077	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118078	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118079	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118080	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118081	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118082	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118083	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118084	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118085	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118086	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118087	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118088	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118089	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118090	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118091	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118092	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118093	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118094	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118095	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118096	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118097	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000118098	平成20年6月19日	内折式卓球台	三英 １０－３１０ ＶＲ ＶＥＲＩＣ	139,650
0000156370	平成22年6月10日	エコ・カラー合成スポンジマット	エバニュー ＥＫＭ０２３	58,380
0000156371	平成22年6月10日	エコ・カラー合成スポンジマット	エバニュー ＥＫＭ０２３	58,380
0000156372	平成22年6月10日	エコ・カラー合成スポンジマット	エバニュー ＥＫＭ０２３	58,380
0000156373	平成22年6月10日	エコ・カラー合成スポンジマット	エバニュー ＥＫＭ０２３	58,380
0000156374	平成22年6月10日	エコ・カラー合成スポンジマット	エバニュー ＥＫＭ０２３	58,380
0000156375	平成22年6月10日	デュアル周波数体組成計	タニタ ＤＣ－３２０	252,000
0000156376	平成22年6月10日	ビルドブロックマットＡ	エバニュー ＥＫＨ１８０	96,600

0000156377	平成22年6月10日	ビルドブロックマットB	エバニュー EKH181	96,600
0000157733	平成22年9月27日	屋内エバーマット	トーエイライト 抗菌エバーノ ンスリップマット G-180 0	80,599
0000157734	平成22年9月27日	屋内エバーマット	トーエイライト 抗菌エバーノ ンスリップマット G-180 0	80,599
0000157735	平成22年9月27日	屋内エバーマット	トーエイライト 抗菌エバーノ ンスリップマット G-180 0	80,599
0000157736	平成22年9月27日	屋内エバーマット	トーエイライト 抗菌エバーノ ンスリップマット G-180 0	80,599
0000163145	平成23年3月8日	バドミントン用得点板	株式会社三英 42-321	58,590
0000163146	平成23年3月8日	バドミントン用得点板	株式会社三英 42-321	58,590
0000163147	平成23年3月8日	バドミントン用得点板	株式会社三英 42-321	58,590
0000163148	平成23年3月8日	バドミントン用得点板	株式会社三英 42-321	58,590
0000163149	平成23年3月8日	バドミントン用得点板	株式会社三英 42-321	58,590
0000163150	平成23年3月8日	バドミントン用得点板	株式会社三英 42-321	58,590
0000163562	平成23年3月30日	審判台	三栄 42-347（総合立式審判台S T）	72,240
0000163563	平成23年3月30日	審判台	三栄 42-347（総合立式審判台S T）	72,240
0000163564	平成23年3月30日	審判台	三栄 42-347（総合立式審判台S T）	72,240
0000167685	平成24年3月5日	トレッドミル	テクノジム・ジャパン株式会社 DAK3 UL（エキサイト+ ジョグナウ700）	622,125
0000172499	平成25年2月19日	アップライトバイク	ミズノ株式会社 30SF1131	420,000
0000172500	平成25年2月19日	アップライトバイク	ミズノ株式会社 30SF1131	420,000
0000172501	平成25年2月19日	アップライトバイク	ミズノ株式会社 30SF1131	420,000
0000174870	平成25年10月29日	エアポリン	株式会社フレーベル館 328600（幅 3.3×奥行3.3×高さ1.2m）	475,125
0000175506	平成26年2月3日	トレッドミル	株式会社プロアバンセ S-TRC	997,500
0000175557	平成26年2月14日	ワイヤレスマイク	パナソニック WX-4100B	31,154
0000175558	平成26年2月14日	ワイヤレスマイク	パナソニック WX-4100B	31,153
0000178479	平成26年7月22日	パンフレットスタンド	エヌケイ PST-C307 A4 3列 ×7段	46,800
0000183467	平成27年12月28日	ソフト平均台ライト	T1951	41,040
0000187467	平成28年3月25日	折りたたみイス用台車	コクヨ CP-50NN	41,040
0000187468	平成28年3月25日	折りたたみイス用台車	コクヨ CP-50NN	43,000
0000187469	平成28年3月25日	折りたたみイス用台車	コクヨ CP-50NN	43,000
0000187470	平成28年3月25日	脚付両面ホワイトボード	ライオン RM-11NC	43,000
0000187471	平成28年3月25日	脚付両面ホワイトボード	ライオン RM-11NC	74,300
0000187663	平成28年3月30日	タッチパネル式券売機	L TW-S	74,300
0000192951	平成28年12月28日	ステージ	シコ・ジャパン・インク	1,123,200
0000192952	平成28年12月28日	ステップ	セノー HE9076102	267,300
0000193220	平成29年2月9日	ステップ	セノー HE9076102	32,400
0000193221	平成29年2月9日	ステージ	シコ・ジャパン・インク	32,400
0000255896	平成31年3月13日	卓球マシン	ロボポン2040	84,240
0000257145	令和1年7月29日	自動体外式除細動器（AED）	フィリップス社製ハートスター トFRx+	84,240
0000257650	令和1年9月18日	ロビーチェア（W1800×D6	コクヨ CN-150VZQ1 N	49,800
0000257651	令和1年9月18日	ロビーチェア（W1800×D6	コクヨ CN-150VZQ1 N	49,800
0000257652	令和1年9月18日	ロビーチェア（W1500×D6	コクヨ CN-151VZQ1 N	47,700
0000257653	令和1年9月18日	ロビーチェア（W1500×D6	コクヨ CN-151VZQ1 N	47,700
0000257654	令和1年9月18日	ロビーチェア（W1800×D4	コクヨ CN-152BVZQ 1N	34,000
0000257655	令和1年9月18日	ロビーチェア（W1800×D4	コクヨ CN-152BVZQ 1N	34,000

0000260619	令和2年9月11日	エアロバイク	スポーツアートフィットネス C 5 4 5 U	398,750
0000262937	令和3年2月17日	折りたたみイス用台車	コクヨ CP-51NN	41,000
0000265511	令和4年1月12日	脚立	SWH-12 長谷川工業 天 板幅広タイプ4段	46,800
0000266723	令和4年4月27日	耐火金庫	エーコー 701EKG テン キー式 W590×D601× H936 (mm)	199,800
0000269320	令和4年12月5日	ソフトバレー・バドミントン支柱	トーエイライト B-2899	286,000

物品番号	取得日	品名	規格	金額
0000028332	1980年4月1日	両袖机	W1460×D730×H740	31,420
0000028363	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028364	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028365	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028366	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028367	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028368	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028369	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028370	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028371	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028372	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028373	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028374	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028375	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028376	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028377	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028378	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028379	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028380	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028381	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028382	1980年4月1日	コインロッカー	アルファNR-1685W	105,000
0000028393	1980年4月1日	キッチンキャビネット	ウチダ318-1360	59,000
0000028394	1980年4月1日	書類整理庫	コクヨSK-B2ウチダ15	38,000
0000028400	1980年4月1日	傘立て	ウチダ357-3006	68,000
0000028401	1980年4月1日	傘立て	ウチダ357-3006	68,000
0000028402	1980年4月1日	傘立て	ウチダ357-3006	68,000
0000028412	1980年4月1日	ベッド	ウチダ530-1227	40,000
0000028421	1980年4月1日	工具セット	TONE2205700S	50,000
0000028426	1980年4月1日	器具用運搬車	浦田式	85,000
0000028427	1980年4月1日	マット用運搬車	浦田式	85,000
0000028431	1980年4月1日	波型三面平均台	学研No. 87645	46,000
0000028432	1980年4月1日	波型三面平均台	学研No. 87645	46,000
0000028443	1980年4月1日	反則数表示板	チーム用	33,000
0000028445	1980年4月1日	空気入れ(電動式)	不明	43,000
0000028450	1980年4月1日	審判台	セノーDE0100	105,000
0000028451	1980年4月1日	審判台	セノーDE0100	105,000
0000028452	1980年4月1日	審判台	セノーDE0100	105,000
0000028460	1980年4月1日	バドミントン用得点板	セノーDS0600	110,300
0000028461	1980年4月1日	バドミントン用得点板	セノーDS0600	110,300
0000028462	1980年4月1日	バドミントン用得点板	セノーDS0600	110,300
0000028463	1980年4月1日	バドミントン用得点板	セノーDS0600	110,300
0000028464	1980年4月1日	バドミントン用得点板	セノーDS0600	110,300
0000028475	1980年4月1日	卓球用マシン	TSPコントロール	200,000
0000028476	1980年4月1日	フェンス用台車	浦田式	55,000
0000028487	1980年4月1日	ちびっこすべり台	学研NO. 1-87102	70,000
0000051768	1990年3月31日	トレーニングマシン	マルチジム6ステーション	1,059,870
0000118117	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000118118	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000118119	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000118120	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000118121	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000118122	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000118123	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000118124	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000118125	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000118126	2008年6月19日	内折式卓球台	三英 10-310 VR VERIC	139,650
0000122850	2009年3月19日	バレーボール支柱	東レカーボン製	294,000
0000151385	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151386	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151387	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151388	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151389	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950

別表１－３ 備品リスト（３万円以上）

東部体育館

0000151390	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151391	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151392	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151393	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151394	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151395	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151396	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151397	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151398	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151399	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151400	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151401	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151402	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151403	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000151404	2009年8月3日	球技用具	内折式卓球台	145,950
0000157518	2010年9月10日	テニス硬式ネット	セノーDF9100	50,000
0000157519	2010年9月10日	テニス硬式ネット	セノーDF9100	50,000
0000157520	2010年9月10日	テニス硬式練習機	セノーDF9700	500,000
0000157521	2010年9月10日	得点板(バレーバスケ兼用)	セノー	95,000
0000157522	2010年9月10日	得点板(バレーバスケ兼用)	セノー	95,000
0000157523	2010年9月10日	得点板(バレーバスケ兼用)	セノー	95,000
0000157524	2010年9月10日	得点板(バレーバスケ兼用)	セノー	95,000
0000157525	2010年9月10日	得点板(バレーバスケ兼用)	セノー	95,000
0000157527	2010年9月10日	スライド映写機	ウチダ200-O111	78,000
0000157742	2010年9月27日	スポンジカラーマット(黄)	トーエイライト 抗菌エコノンスリップマッ	42,500
0000157743	2010年9月27日	スポンジカラーマット(黄)	トーエイライト 抗菌エコノンスリップマッ	42,500
0000157744	2010年9月27日	スポンジカラーマット(青)	トーエイライト 抗菌エコノンスリップマッ	42,500
0000157745	2010年9月27日	スポンジカラーマット(青)	トーエイライト 抗菌エコノンスリップマッ	42,500
0000157746	2010年9月27日	スポンジカラーマット(緑)	トーエイライト 抗菌エコノンスリップマッ	42,500
0000157747	2010年9月27日	スポンジカラーマット(緑)	トーエイライト 抗菌エコノンスリップマッ	42,500
0000157748	2010年9月27日	スポンジカラーマット(赤)	トーエイライト 抗菌エコノンスリップマッ	42,500
0000157749	2010年9月27日	スポンジカラーマット(赤)	トーエイライト 抗菌エコノンスリップマッ	42,499
0000157795	2010年10月8日	ボディストレッチャー		30,000
0000157796	2010年10月8日	レッグフィクション		400,000
0000157797	2010年10月8日	アームカールベンチ		50,000
0000157798	2010年10月8日	ダンベルラックセット		30,000
0000157799	2010年10月8日	フラットベンチ		30,000
0000157800	2010年10月8日	ベンチプレスロー		30,000
0000157801	2010年10月8日	ベンチプレスセット		30,000
0000157802	2010年10月8日	バタフライマシン		450,000
0000157803	2010年10月8日	トータルパワー		30,000
0000157805	2010年10月8日	TT式ベルトバイブレーター	東京体育機器	200,000
0000157807	2010年10月8日	ぶら下がり健康器		50,000
0000157808	2010年10月8日	金庫	大	30,000
0000157809	2010年10月8日	引き違い書庫	コクヨ(白)	30,000
0000157813	2010年10月8日	整理棚	コクヨ	30,000
0000157814	2010年10月8日	パンフレットラック	5段	30,000
0000157815	2010年10月8日	パンフレットラック	5段	30,000
0000157823	2010年10月8日	跳び箱	小	100,000
0000157824	2010年10月8日	跳び箱	小	100,000
0000157825	2010年10月8日	跳び箱	小	100,000
0000157826	2010年10月8日	跳び箱	小	100,000
0000157827	2010年10月8日	親子トンネル		30,000
0000157828	2010年10月8日	親子ブロック	学研モルトジュニアブロック12-7795	94,000
0000157829	2010年10月8日	親子ブロック	学研モルトジュニアブロック12-7795	94,000
0000157830	2010年10月8日	エアートランポセット		30,000
0000157831	2010年10月8日	親子大型ブロックセット		30,000
0000157832	2010年10月8日	太鼓橋		30,000
0000157833	2010年10月8日	太鼓橋		30,000
0000157834	2010年10月8日	パイプ遊具セット		30,000
0000157835	2010年10月8日	ハンドボールゴール		150,000
0000157836	2010年10月8日	ハンドボールゴール		150,000
0000157857	2010年10月8日	ボール籠		50,000

0000157858	2010年10月8日	ボール籠		50,000
0000157859	2010年10月8日	ボール籠		50,000
0000157860	2010年10月8日	ボール籠		50,000
0000157861	2010年10月8日	ボール籠		50,000
0000157862	2010年10月8日	ボール籠		50,000
0000157863	2010年10月8日	ボール籠		50,000
0000157864	2010年10月8日	ボール籠		50,000
0000157865	2010年10月8日	跳び箱	8段	50,000
0000163173	2011年3月11日	全天候式上部ダブル硬式テニスネット	KTネット KT-2227	50,820
0000163174	2011年3月11日	バレーネット(9人制男子)	KTネットKT-2122	31,080
0000172245	2013年2月13日	ベンチプレス台	三英 SA72	49,350
0000172260	2013年2月13日	ウォータークーラー	東芝 RWF-D51PS	120,750
0000172261	2013年2月13日	ウォータークーラー	東芝 RWF-D51PS	120,750
0000175422	2014年1月17日	ステージ	セノー HE904410	277,200
0000177649	2014年3月31日	カーボンバレー支柱	TOEI B-5445	290,000
0000177650	2014年3月31日	カーボンバレー支柱	TOEI B-5445	290,000
0000177651	2014年3月31日	バレーボールネット	6人制	45,500
0000177652	2014年3月31日	ワイヤレスマイク	ユニベクス WM-8400	33,862
0000178873	2014年8月22日	移動ステージ	セノーHE904410	277,200
0000179150	2014年10月9日	折りたたみテーブル台車	トヨスチール TD-450D	86,400
0000187662	2016年3月30日	タッチパネル式券売機	LTW-S	1,123,200
0000192988	2016年12月5日	新体操マット一式	セノー株式会社 型番:AH060	4,665,600
0000196002	2017年12月14日	ポータブルワイヤレスアンプ	PE-W51DCDB	133,650
0000253657	2018年8月8日	会議用テーブル	C0-159TA-N	46,200
0000254781	2018年12月3日	コードレスバイク	V67 i セノーBG-8720	391,500
0000254782	2018年12月3日	コードレスバイク	V67 i セノーBG-8720	391,500
0000255725	2019年3月6日	ジュニア鉄棒(二人用)	トーエイライトT-1293	31,320
0000255726	2019年3月6日	ジュニア鉄棒(二人用)	トーエイライトT-1293	31,320
0000257146	2019年7月29日	自動体外式除細動器(AED)	フィリップス社製ハートスタートFRx	84,240
0000258175	2019年10月8日	コードレスバイク V67 i	セノー株式会社 BG8720	391,500
0000258176	2019年10月8日	コードレスバイク V67 i	セノー株式会社 BG8720	391,500
0000258376	2019年4月1日	収納ボックス(AED)	壁掛け式	65,310
0000261499	2021年1月8日	折りたたみ机	アイリスチトセ 1800mm×600mm	43,900
0000261500	2021年1月8日	折りたたみ机	アイリスチトセ 1800mm×600mm	43,900
0000261501	2021年1月8日	折りたたみ机	アイリスチトセ 1800mm×600mm	43,900
0000261502	2021年1月8日	折りたたみ机	アイリスチトセ 1800mm×600mm	43,900
0000261503	2021年1月8日	折りたたみ机	アイリスチトセ 1800mm×600mm	43,900
0000261504	2021年1月8日	折りたたみ机	アイリスチトセ 1800mm×600mm	43,900
0000262721	2021年2月1日	防災・抗菌エバーマット(すべり止め付)	トーエイライトG1457 200×300×20cm	99,550
0000262722	2021年2月1日	防災・抗菌エバーマット(すべり止め付)	トーエイライトG1457 200×300×20cm	99,550
0000266547	2022年3月31日	エバーマット	トーエイライト G-2025	108,900
0000266953	2022年6月29日	トレッドミル	セノー株式会社 ラボードLXE1200 BG256000	880,000
0000266954	2022年6月29日	トレッドミル	セノー株式会社 ラボードLXE1200 BG256000	880,000
0000276236	2024年6月27日	アルミテニス支柱(体育館用)	B-2996	68,200
0000276237	2024年6月27日	アルミテニス支柱(体育館用)	B-2996	68,200
0000276683	2024年8月28日	キャッシュレス及び新紙幣対応券売機	グローリータッチパネル式キャッシュレス対応券売機VT-T21V-S-F	3,080,000
0000278462	2025年3月26日	耐火金庫	エーコー 701DKG	244,000

物品番号	取得年月日	品名	規格	金額
0000021254	1993年11月15日	バタフライマシンD	ミズノ ハイドラ・フィットネス・プレミア30MT13C	1,198,341
0000021359	2001年7月31日	電動式ウォーキングマシン	セノー(株)ラボードZ50	382,200
0000021361	2001年7月31日	電動式ウォーキングマシン	セノー(株)ラボードZ50	382,200
0000027915	1988年4月26日	指令台	HE9010	231,200
0000028510	1997年3月27日	ミーティングテーブル	コクヨMT-T152F11	31,690
0000028512	1997年3月25日	OA用デスク	LIONOA-3112N	37,000
0000028513	1997年3月18日	演台	コクヨWA-KA10P14	34,850
0000028514	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-504OAE	78,063
0000028515	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-504OAE	78,063
0000028516	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-504OAE	78,063
0000028517	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-504OAE	78,063
0000028518	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-504OAE	78,063
0000028520	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-504OAE	78,063
0000028521	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-504OAE	78,063
0000028522	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028523	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028525	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028526	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028527	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028528	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028529	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028530	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028531	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028532	1997年2月25日	ロビーチェアー	イトーキLNB-5030AE	61,212
0000028533	1997年3月25日	物品棚	ライオン1800×720×2100	35,800
0000028535	1997年3月25日	物品棚	ライオン1800×720×2100	35,800
0000028536	1997年3月25日	物品棚	ライオン1800×720×2100	35,800
0000028537	1997年3月25日	物品棚	ライオン1500×720×2100	33,500
0000028538	1997年3月25日	物品棚	ライオン1500×720×2100	33,500
0000028541	1997年2月27日	スチール物品棚	ボード棚7段	37,000
0000028542	1997年2月27日	スチール物品棚	ボード棚7段	37,000
0000028543	1997年2月27日	スチール物品棚	ボード棚7段	37,000
0000028544	1997年3月24日	ショーケース	プラスHF-6155	156,560
0000028545	1997年3月25日	パーテーション	岡村4357CZP597	50,900
0000028546	1997年3月25日	パーテーション	岡村4372ZHF982	77,000
0000028547	1997年3月25日	食器棚	プラスBK-900W	76,800
0000028548	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028549	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028550	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028551	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028552	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028553	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028554	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028555	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028556	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028559	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028560	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028561	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028562	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028563	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028564	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028565	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028566	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028567	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028568	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028569	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028570	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028571	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028572	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028573	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028574	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028575	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760

0000028576	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028577	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028578	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028579	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028580	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028581	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028582	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028583	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028584	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028585	1997年1月14日	コインロッカー	アルファNS-1685W	94,760
0000028592	1997年1月9日	耐火庫	イトーキGGN609DA	90,000
0000028594	1997年3月21日	案内板	コクヨGB-16	30,900
0000028595	1997年3月27日	スモーキングスタンド	コクヨSS600	48,000
0000028596	1997年3月27日	パンフレットラック	コクヨZR-PS185F3M	40,400
0000028601	1997年3月27日	ステンレスプランター	ホウトクPB2個	44,084
0000028602	1997年3月27日	ステンレスプランター	ホウトクYPO611SS	45,835
0000028603	1997年3月27日	ステンレスプランター	ホウトクYPO611SS	45,835
0000028604	1997年3月27日	ステンレスプランター	ホウトクYPO611SS	45,835
0000028605	1997年3月27日	ステンレスプランター	ホウトクYPO611SS	45,835
0000028606	1997年3月27日	ステンレスプランター	ホウトクYPO611SS	45,835
0000028607	1997年3月27日	ステンレスプランター	ホウトクYPO611SS	45,835
0000028608	1997年3月27日	ステンレスプランター	ホウトクYPO611SS	45,835
0000028627	1996年12月19日	印刷機	デュプロデジタルDP-33S	298,700
0000028628	1997年2月27日	体内脂肪計	タニタBF-401	166,860
0000028630	1997年3月17日	デジタル肺活量計	チェストVC-10マウスピース100付	48,000
0000028634	1997年3月26日	デジタル身長計	タケイTK-11850	45,900
0000028637	1997年3月4日	ポータブルPAパック	ビクターPAE-350	183,689
0000028638	1997年3月4日	ポータブルPAパック	ビクターPAE-350	183,689
0000028641	1997年3月26日	タンカ格納ボックス	日医135968	36,050
0000028645	1997年3月25日	ボールバスケット	浦田体育製	68,000
0000028646	1997年3月25日	ボールバスケット	浦田体育製	68,000
0000028647	1997年3月31日	的枠置台	不明	46,350
0000028648	1997年3月31日	的枠置台	不明	46,350
0000028649	1997年2月27日	移動ステージ	シコV-67	350,200
0000028651	1996年12月17日	エアロクライム	α50	598,000
0000028652	1996年12月17日	エアロクライム	α50	598,000
0000028653	1997年3月14日	巻藁台	不明	42,745
0000028654	1997年3月10日	巻藁台	不明	42,745
0000028656	1996年12月17日	エアロバイク	75XL-S	380,000
0000028657	1996年12月17日	エアロバイク	75XL-S	380,000
0000028658	1997年3月25日	ボールバスケット	1,000×1,000×1,000	72,000
0000028659	1997年3月25日	ボールバスケット	1,000×1,000×1,000	72,000
0000028660	1997年3月25日	ベンチ	サンケイCB-180	32,400
0000028661	1997年3月25日	ベンチ	サンケイCB-180	32,400
0000028662	1997年3月25日	ベンチ	サンケイCB-180	32,400
0000028663	1997年3月25日	ベンチ	サンケイCB-180	32,400
0000028664	1997年3月26日	ストレッチマット	セノーBH94080	47,856
0000028665	1997年3月26日	ストレッチマット	セノーBH94080	47,856
0000028666	1997年3月26日	ストレッチマット	セノーBH94080	47,856
0000028667	1997年3月26日	ストレッチマット	セノーBH94080	47,856
0000028668	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028669	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028670	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028671	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028672	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028673	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028674	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028675	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028676	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028677	1997年3月26日	フロアーシート	セノーHH9122	46,504
0000028678	1997年3月31日	弓立て	弓立て	49,440
0000028679	1997年3月31日	弓立て	弓立て	49,440
0000028680	1997年3月31日	弓立て	弓立て	49,440

別表１－４ 備品リスト（３万円以上）

北部体育館

0000028681	1997年3月31日	弓立て	弓立て	49,440
0000028682	1996年12月17日	ショルダープレス	ミズノMT-623D	890,000
0000028683	1996年12月17日	腹筋台セット	ミズノTO-535	656,700
0000028684	1996年12月17日	ニーエクステンション・フレックス	ミズノTM635D	980,000
0000028685	1996年12月17日	チェストプレス	ミズノTM522D	940,000
0000028686	1996年12月17日	AB/ADヒップ	ミズノTM630D	950,000
0000028687	1996年12月17日	スクワット	ミズノTM625D	900,000
0000028688	1996年12月17日	バックアブドミナル	ミズノTM630D	990,000
0000028689	1996年12月17日	ダンベルセット	ミズノTG-055	520,000
0000028690	1996年12月17日	ダンベルラック	ミズノTG-055R	280,000
0000028691	1997年3月31日	フラットベンチ	TD-51014	58,500
0000028692	1997年3月25日	卓球マシン	ヤマトミラクルNV2-W	331,463
0000028693	1997年3月31日	立式審判台	都村製作所B-084	77,250
0000028694	1997年3月31日	立式審判台	都村製作所B-084	77,250
0000028695	1997年3月31日	立式審判台	都村製作所B-084	77,250
0000028696	1997年3月31日	巻藁台	巻藁台	42,745
0000028697	1997年3月31日	巻藁台	巻藁台	42,745
0000028698	1997年3月31日	巻藁台	巻藁台	42,745
0000028710	1996年12月17日	エアロボート	7	400,000
0000028711	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028712	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028713	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028714	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028715	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028716	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028717	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028718	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028719	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028720	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028721	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028722	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028723	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028724	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028725	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028726	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028727	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028728	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028729	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028730	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028731	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028732	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028733	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028734	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028735	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028736	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028737	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028738	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球TK-105	111,858
0000028739	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028740	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028741	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028742	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028743	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028744	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028745	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028746	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028747	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028748	1997年3月31日	卓球台	(株)ヤマト卓球MH-10	111,858
0000028756	1997年3月25日	バレーボール支柱	都村製作所B-041	328,570
0000028757	1997年3月25日	バレーボール支柱	都村製作所B-041	328,570
0000028759	1997年3月10日	ハンドボールゴール運搬車	都村製作所B-179	35,750
0000028760	1997年3月10日	ハンドボールゴール運搬車	都村製作所B-179	35,750
0000028763	1997年3月31日	テニスポスト	都村製作所B-054	73,388
0000028764	1997年3月31日	テニスポスト	都村製作所B-054	73,388

0000028780	1997年3月25日	得点板	セノーDS0120	99,360
0000028781	1997年3月25日	得点板	セノーDS0120	99,360
0000028782	1996年12月17日	ツイストマシン	ミズノTO-540	320,000
0000028783	1996年12月17日	ボディストレッチャー	ミズノTO-500	320,000
0000028784	1996年12月17日	ベルトバイブレーター	ミズノT-520	650,000
0000028793	1997年8月15日	シリンダースロープ	学研1-87611	206,600
0000028795	1997年6月27日	エアボリン	学研2-71449	335,000
0000028797	1997年7月11日	カラーとび箱(6段)	学研3-70404	44,200
0000028798	1997年7月11日	カラーとび箱(5段)	学研3-70563	33,600
0000028806	1997年3月24日	ホワイトボード	プラスRW-360W	33,475
0000028808	1997年3月24日	ホワイトボード	プラスRW-360W	33,475
0000051409	2002年9月17日	新体操マット	セノー AH0603	41,381
0000109806	2007年3月6日	収納ボックス	壁掛け式	65,310
0000112108	2007年9月27日	マット用運搬車	富士スポーツ工業(FJ1000-C-8)	80,000
0000112109	2007年9月27日	マット用運搬車	富士スポーツ工業(FJ1000-C-8)	80,000
0000112110	2007年9月27日	マット用運搬車	富士スポーツ工業(FJ1000-C-8)	80,000
0000112111	2007年9月27日	マット用運搬車	富士スポーツ工業(FJ1000-C-8)	80,000
0000112112	2007年9月27日	マット用運搬車	富士スポーツ工業(FJ1000-C-8)	80,000
0000118027	2008年6月12日	多目的支柱インポール	ツムラ KG-AF	32,000
0000118028	2008年6月12日	多目的支柱インポール	ツムラ KG-AF	32,000
0000118029	2008年6月12日	多目的支柱インポール	ツムラ KG-AF	32,000
0000118030	2008年6月12日	多目的支柱インポール	ツムラ KG-AF	32,000
0000118031	2008年6月12日	多目的支柱インポール	ツムラ KG-AF	32,000
0000118032	2008年6月12日	多目的支柱インポール	ツムラ KG-AF	32,000
0000118033	2008年6月12日	多目的支柱インポール	ツムラ KG-AF	32,000
0000118034	2008年6月12日	多目的支柱インポール	ツムラ KG-AF	32,000
0000162884	2011年2月1日	クリスタルケース	4203GCZ13 900*450*1100	35,000
0000162885	2011年2月1日	クリスタルケース	4203GCZ13 900*450*1100	35,000
0000163087	2011年3月4日	トレッドミル	中旺ヘルス C-932i	781,750
0000175434	2014年1月27日	バドミントン用得点板	三英 42-321	58,590
0000175435	2014年1月27日	バドミントン用得点板	三英 42-321	58,590
0000175436	2014年1月27日	バドミントン用得点板	三英 42-321	58,590
0000175437	2014年1月27日	バドミントン用得点板	三英 42-321	58,590
0000180712	2015年3月12日	バドミントン得点板	トーエイライトB-2100	37,476
0000180713	2015年3月12日	バドミントン得点板	トーエイライトB-2100	37,476
0000180714	2015年3月12日	バドミントン得点板	トーエイライトB-2100	37,476
0000180715	2015年3月12日	バドミントン得点板	トーエイライトB-2100	37,476
0000192708	2016年12月1日	ワイヤレスマイク	ワイヤレスマイクロホン 800MHz	43,470
0000195295	2017年9月11日	冷蔵庫	三菱 MRP17A(S)	62,402
0000251589	2018年6月14日	ワイヤレスマイクロホン	WX-4100B(パナソニック)	39,744
0000257147	2019年7月29日	自動体外式除細動器(AED)	フィリップス社製ハートスタートFRx+	84,240
0000262351	2020年12月21日	タッチパネル式自動券売機	VT-T20V-S-H	1,771,000
0000262932	2021年2月18日	テーブル収納台車	ニシキ工業DS-10T	76,000
0000263992	2021年7月5日	バドミントン・卓球兼用審判台	トーエイライト B-3973	53,000
0000263993	2021年7月5日	バドミントン・卓球兼用審判台	トーエイライト B-3973	53,000
0000263994	2021年7月5日	バドミントン・卓球兼用審判台	トーエイライト B-3973	53,000
0000263995	2021年7月5日	バドミントン・卓球兼用審判台	トーエイライト B-3973	53,000
0000263996	2021年7月5日	バドミントン・卓球兼用審判台	トーエイライト B-3973	53,000
0000266955	2022年6月29日	トレッドミル	セノー株式会社 ラボードLXE1200 B G256000	880,000
0000268866	2022年10月24日	バレーボール支柱	東洋殖産株式会社 TSK-P-B	275,000
0000271941	2023年8月9日	一般	RKF406A	148,500
0000271942	2023年8月9日	一般	RKF406A	148,500
0000272733	2023年9月4日	球技用具	バスケット台パラレルゴールDA08510 3、セッティングゲージDA080001	8,800,000
0000274118	2023年12月11日	折りたたみイス用ドリー	8158DD Z927	69,667
0000274207	2023年12月15日	トレーニングバイク		396,000
0000274208	2023年12月15日	トレーニングバイク		396,000
0000274209	2023年12月15日	トレーニングバイク		396,000
0000276599	2024年8月28日	レッグエクステンション／カール	INT3904B	416,900
0000277155	2024年11月20日	移動式バスケットゴール一式	バスケット台パラレルゴールDA08610 3、セッティングゲージDA080001	8,800,000
0000277645	2025年2月18日	救護用折り畳みベッド	(シングル W100)	71,500

0000278428	2025年3月25日	新体操ゆかカーペットジョイント器具	セノーAH060A03 100mm×15mオス	99,000
0000278429	2025年3月25日	新体操ゆかカーペットジョイント器具	セノーAH060A03 100mm×15mオス	99,000
0000278430	2025年3月25日	新体操ゆかカーペットジョイント器具	セノーAH060A03 100mm×15mオス	99,000

別表2 利用料金の限度額と現在の利用料金

(1) 静岡市南部体育館

ア アリーナ等の利用料金

施設名	利用区分			単位	条例での 限度額	承認額
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午前	5,160 円	5,160 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 1	3,440 円	3,440 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 2	3,440 円	3,440 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	夜間	10,320 円	10,320 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午前	3,630 円	3,630 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午後 1	2,420 円	2,420 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午後 2	2,420 円	2,420 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	夜間	7,260 円	7,260 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午前	25,800 円	25,800 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午後 1	17,200 円	17,200 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午後 2	17,200 円	17,200 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		夜間	51,600 円	51,600 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午前	1,860 円	1,860 円

剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 1	1,240 円	1,240 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 2	1,240 円	1,240 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	夜間	3,720 円	3,720 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午前	1,320 円	1,320 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午後 1	880 円	880 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午後 2	880 円	880 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	夜間	2,640 円	2,640 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		午前	9,300 円	9,300 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		午後 1	6,200 円	6,200 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		午後 2	6,200 円	6,200 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		夜間	18,600 円	18,600 円
多目的室	専用利用		一般	午前	1,080 円	1,080 円
多目的室	専用利用		一般	午後 1	720 円	720 円
多目的室	専用利用		一般	午後 2	720 円	720 円
多目的室	専用利用		一般	夜間	2,160 円	2,160 円
多目的室	専用利用		生徒等及び 70 歳以上の者	午前	780 円	780 円
多目的室	専用利用		生徒等及び 70 歳以上の者	午後 1	520 円	520 円
多目的室	専用利用		生徒等及び 70 歳以上の者	午後 2	520 円	520 円
多目的室	専用利用		生徒等及び	夜間	1,560 円	1,560 円

			び 70 歳以上 の者			
	個人利用	当日券	一般	午前	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	午後 1	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	午後 2	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	夜間	330 円	330 円
	個人利用	当日券	生徒等及 び 70 歳以上 の者	午前	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及 び 70 歳以上 の者	午後 1	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及 び 70 歳以上 の者	午後 2	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及 び 70 歳以上 の者	夜間	170 円	170 円
	個人利用	定期券	一般	1 人 1 月 につき	3,380 円	3,380 円
	個人利用	定期券	生徒等及 び 70 歳以上 の者	1 人 1 月 につき	1,750 円	1,750 円
	個人利用	整理券	一般	1 人 1 回 1 時間につ き	150 円	150 円
	個人利用	整理券	生徒等及 び 70 歳以上 の者	1 人 1 回 1 時間につ き	80 円	80 円

備考

- 2 以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後 1 時までの時間又は午後 5 時から午後 6 時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金は、正午から午後 1 時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額と、午後 5 時から午後 6 時までの時間にあつてはこの表の午後 2 の区分における金額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 条例第 4 条第 2 項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。）につき、午前 6 時か

ら 午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。

- 4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 5 土曜日、日曜日、休日及び条例第5条第3項の規定により休館日を変更した日にアリーナ及び剣道場等を専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 6 アリーナの一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1又は3分の1に満たないときの利用料金は、この表による金額のそれぞれ2分の1又は3分の1に相当する額とする。
- 7 アリーナの冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき2,330円をこの表による金額に加算した額となる。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

イ 附帯設備の利用料金

利用区分	単位	条例での限度額 (1回につき)	承認額(1回 につき)
バスケットボール用具	一式	210 円	210 円
バレーボール用具	一式	210 円	210 円
テニス用具	一式	210 円	210 円
バドミントン用具	一式	100 円	100 円
卓球用具	一式	100 円	100 円
防球フェンス	1 台	20 円	20 円
マット (大)	1 枚	50 円	50 円
マット (小)	1 枚	30 円	30 円
ストップウォッチ	1 個	20 円	20 円
小運動用具	1 個	20 円	20 円
放送設備	一式	1,100 円	1,100 円
コードリール	1 巻	100 円	100 円
指令台	1 台	210 円	210 円
補助椅子	1 脚	20 円	20 円
折り畳み机	1 脚	40 円	40 円
コインロッカー	1 個	50 円	50 円

備考

- 1 この表に掲げる附帯設備以外の附帯設備の利用料金は、類似する附帯設備の金額に準じて算定した額とする。
- 2 静岡市南部体育館の利用許可を受けた1日の連続した時間区分における利用を「1回」とする。ただし、管理上支障がない場合（コインロッカーを除く。）は、この限りではない。

(2) 静岡市長田体育館

ア アリーナ等の利用料金

施設名	利用区分			単位	条例での 限度額	承認額
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	午前	5,160 円	5,160 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	午後 1	3,440 円	3,440 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	午後 2	3,440 円	3,440 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	夜間	10,320 円	10,320 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	生徒等及 び 70 歳 以上の者	午前	3,630 円	3,630 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	生徒等及 び 70 歳 以上の者	午後 1	2,420 円	2,420 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	生徒等及 び 70 歳 以上の者	午後 2	2,420 円	2,420 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	生徒等及 び 70 歳 以上の者	夜間	7,260 円	7,260 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午前	25,800 円	25,800 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午後 1	17,200 円	17,200 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午後 2	17,200 円	17,200 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		夜間	51,600 円	51,600 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	午前	1,860 円	1,860 円

剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 1	1,240 円	1,240 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 2	1,240 円	1,240 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	夜間	3,720 円	3,720 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午前	1,320 円	1,320 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午後 1	880 円	880 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午後 2	880 円	880 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	夜間	2,640 円	2,640 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		午前	9,300 円	9,300 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		午後 1	6,200 円	6,200 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		午後 2	6,200 円	6,200 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		夜間	18,600 円	18,600 円
多目的室	専用利用		一般	午前	1,080 円	1,080 円
多目的室	専用利用		一般	午後 1	720 円	720 円
多目的室	専用利用		一般	午後 2	720 円	720 円
多目的室	専用利用		一般	夜間	2,160 円	2,160 円
多目的室	専用利用		生徒等及び 70 歳以上の者	午前	780 円	780 円
多目的室	専用利用		生徒等及び 70 歳以上の者	午後 1	520 円	520 円

多目的室	専用利用		生徒等及び70歳以上の者	午後2	520 円	520 円
多目的室	専用利用		生徒等及び70歳以上の者	夜間	1,560 円	1,560 円
	個人利用	当日券	一般	午前	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	午後1	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	午後2	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	夜間	330 円	330 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午前	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午後1	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午後2	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	夜間	170 円	170 円
	個人利用	定期券	一般	1人1月につき	3,380 円	3,380 円
	個人利用	定期券	生徒等及び70歳以上の者	1人1月につき	1,750 円	1,750 円
	個人利用	整理券	一般	1人1回1時間につき	150 円	150 円
	個人利用	整理券	生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき	80 円	80 円

備考

- 1 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 2 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金は、正午から午後1時ま

での時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。

- 3 条例第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 5 土曜日、日曜日、休日及び条例第5条第3項の規定により休館日を変更した日にアリーナ及び剣道場等を専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 6 アリーナの一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1又は3分の1に満たないときの利用料金は、この表による金額のそれぞれ2分の1又は3分の1に相当する額とする。
- 7 アリーナの冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき1,620円をこの表による金額に加算した額とする。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

イ 附帯設備の利用料金

利用区分	単位	条例での限度額 (1回につき)	承認額(1回 につき)
バスケットボール用具	一式	210 円	210 円
バレーボール用具	一式	210 円	210 円
ハンドボール用具	一式	210 円	210 円
フットサル用具	一式	210 円	210 円
テニス用具	一式	210 円	210 円
バドミントン用具	一式	100 円	100 円
卓球用具	一式	100 円	100 円
防球フェンス	1 台	20 円	20 円
跳び箱	1 台	50 円	50 円
トランポリン	1 台	210 円	210 円
マット(大)	1 枚	50 円	50 円

マット（小）	1 枚	30 円	30 円
ストップウォッチ	1 個	20 円	20 円
小運動用具	1 個	20 円	20 円
放送設備	一式	1, 100 円	1, 100 円
コードリール	1 巻	100 円	100 円
指令台	1 台	210 円	210 円
補助椅子	1 脚	20 円	20 円
折り畳み机	1 脚	40 円	40 円
コインロッカー	1 個	50 円	50 円

備考

- 1 この表に掲げる附帯設備以外の附帯設備の利用料金は、類似する附帯設備の金額に準じて算定した額とする。
- 2 静岡市長田体育館の利用許可を受けた 1 日の連続した時間区分における利用を「1 回」とする。ただし、管理上支障がない場合（コインロッカーを除く。）は、この限りではない。

(3) 静岡市東部体育館

ア アリーナ等の利用料金

施設名	利用区分			単位	条例での 限度額	承認額
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午前	5,160 円	5,160 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 1	3,440 円	3,440 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 2	3,440 円	3,440 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	夜間	10,320 円	10,320 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午前	3,630 円	3,630 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午後 1	2,420 円	2,420 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	午後 2	2,420 円	2,420 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び 70 歳以上の者	夜間	7,260 円	7,260 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午前	25,800 円	25,800 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午後 1	17,200 円	17,200 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午後 2	17,200 円	17,200 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		夜間	51,600 円	51,600 円
武道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午前	1,860 円	1,860 円
武道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 1	1,240 円	1,240 円

武道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 2	1,240 円	1,240 円
武道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	夜間	3,720 円	3,720 円
武道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	午前	1,320 円	1,320 円
武道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	午後 1	880 円	880 円
武道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	午後 2	880 円	880 円
武道場等	専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	夜間	2,640 円	2,640 円
武道場等	専用利用	その他の場合		午前	9,300 円	9,300 円
武道場等	専用利用	その他の場合		午後 1	6,200 円	6,200 円
武道場等	専用利用	その他の場合		午後 2	6,200 円	6,200 円
武道場等	専用利用	その他の場合		夜間	18,600 円	18,600 円
多目的室	専用利用		一般	午前	2,190 円	2,190 円
多目的室	専用利用		一般	午後 1	1,460 円	1,460 円
多目的室	専用利用		一般	午後 2	1,460 円	1,460 円
多目的室	専用利用		一般	夜間	4,380 円	4,380 円
多目的室	専用利用		生徒等及び70歳以上の者	午前	1,560 円	1,560 円
多目的室	専用利用		生徒等及び70歳以上の者	午後 1	1,040 円	1,040 円
多目的室	専用利用		生徒等及び70歳以上の者	午後 2	1,040 円	1,040 円

多目的室	専用利用		生徒等及び70歳以上の者	夜間	3,120 円	3,120 円
	個人利用	当日券	一般	午前	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	午後 1	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	午後 2	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	夜間	330 円	330 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午前	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午後 1	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午後 2	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	夜間	170 円	170 円
	個人利用	定期券	一般	1 人 1 月につき	3,380 円	3,380 円
	個人利用	定期券	生徒等及び70歳以上の者	1 人 1 月につき	1,750 円	1,750 円
	個人利用	整理券	一般	1 人 1 回 1 時間につき	150 円	150 円
	個人利用	整理券	生徒等及び70歳以上の者	1 人 1 回 1 時間につき	80 円	80 円

備考

- 2 以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後 1 時までの時間又は午後 5 時から午後 6 時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金は、正午から午後 1 時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額と、午後 5 時から午後 6 時までの時間にあつてはこの表の午後 2 の区分における金額の 2 分の 1 に相当する額とする。

- 3 条例第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 5 土曜日、日曜日、休日及び条例第5条第3条の規定により休館日を変更した日にアリーナ及び武道場等を専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 6 アリーナの一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1又は3分の1に満たないときの利用料金は、この表による金額のそれぞれ2分の1又は3分の1に相当する額とする。
- 7 武道場の一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの利用料金は、この表による金額の2分の1に相当する額とする。
- 8 個人が卓球の練習をする場合の利用料金は、1人につき1時間ごとに一般にあつては150円と、生徒等及び70歳以上の者にあつては80円とする。
- 9 アリーナの冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき2,330円をこの表による金額に加算した額とする。
- 10 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

イ 附帯設備の利用料金

利用区分	単位	条例での限度額 (1回につき)	承認額(1回 につき)
バスケットボール用具	一式	210 円	210 円
バレーボール用具	一式	210 円	210 円
ハンドボール用具	一式	210 円	210 円
テニス用具	一式	210 円	210 円
ユニホック用具	一式	210 円	210 円
バドミントン用具	一式	100 円	100 円
卓球用具	一式	100 円	100 円
防球フェンス	1 台	20 円	20 円
体操用床フロアマット	1 組	650 円	650 円
マット (大)	1 枚	50 円	50 円
マット (小)	1 枚	30 円	30 円
ストップウォッチ	1 個	20 円	20 円

小運動用具	1 個	20 円	20 円
放送設備	一式	1, 100 円	1, 100 円
コードリール	1 巻	100 円	100 円
指令台	1 台	210 円	210 円
補助椅子	1 脚	20 円	20 円
折り畳み机	1 脚	40 円	40 円
コインロッカー	1 個	50 円	50 円

備考

- 1 この表に掲げる附帯設備以外の附帯設備の利用料金は、類似する附帯設備の金額に準じて算定した額とする。
- 2 静岡市東部体育館の利用許可を受けた 1 日の連続した時間区分における利用を「1 回」とする。ただし、管理上支障がない場合（コインロッカーを除く。）は、この限りではない。

(4) 静岡市北部体育館

ア アリーナ等の利用料金

施設名	利用区分			単位	条例での 限度額	承認額
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	午前	6,600 円	6,600 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	午後 1	4,400 円	4,400 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	午後 2	4,400 円	4,400 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	夜間	13,200 円	13,200 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	午前	4,620 円	4,620 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	午後 1	3,080 円	3,080 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	午後 2	3,080 円	3,080 円
アリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	夜間	9,240 円	9,240 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午前	33,000 円	33,000 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午後 1	22,000 円	22,000 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		午後 2	22,000 円	22,000 円
アリーナ	専用利用	その他の場合		夜間	66,000 円	66,000 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポー ツ又はレクリエー ションに利用する 場合	一般	午前	2,790 円	2,790 円

剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 1	1,860 円	1,860 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 2	1,860 円	1,860 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	夜間	5,580 円	5,580 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	午前	1,980 円	1,980 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	午後 1	1,320 円	1,320 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	午後 2	1,320 円	1,320 円
剣道場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	夜間	3,960 円	3,960 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		午前	13,950 円	13,950 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		午後 1	9,300 円	9,300 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		午後 2	9,300 円	9,300 円
剣道場等	専用利用	その他の場合		夜間	27,900 円	27,900 円
トレーニング場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	午前	1,860 円	1,860 円
トレーニング場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 1	1,240 円	1,240 円
トレーニング場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	午後 2	1,240 円	1,240 円
トレーニング場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	夜間	3,720 円	3,720 円

トレーニング場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	午前	1,320 円	1,320 円
トレーニング場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	午後 1	880 円	880 円
トレーニング場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	午後 2	880 円	880 円
トレーニング場等	専用利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70 歳以上の者	夜間	2,640 円	2,640 円
トレーニング場等	専用利用	その他の場合		午前	9,300 円	9,300 円
トレーニング場等	専用利用	その他の場合		午後 1	6,200 円	6,200 円
トレーニング場等	専用利用	その他の場合		午後 2	6,200 円	6,200 円
トレーニング場等	専用利用	その他の場合		夜間	18,600 円	18,600 円
多目的室	専用利用	多目的室 1	一般	午前	1,410 円	1,410 円
多目的室	専用利用	多目的室 1	一般	午後 1	940 円	940 円
多目的室	専用利用	多目的室 1	一般	午後 2	940 円	940 円
多目的室	専用利用	多目的室 1	一般	夜間	2,820 円	2,820 円
多目的室	専用利用	多目的室 1	生徒等及び70 歳以上の者	午前	990 円	990 円
多目的室	専用利用	多目的室 1	生徒等及び70 歳以上の者	午後 1	660 円	660 円
多目的室	専用利用	多目的室 1	生徒等及び70 歳以上の者	午後 2	660 円	660 円
多目的室	専用利用	多目的室 1	生徒等及び70 歳以上の者	夜間	1,980 円	1,980 円
多目的室	専用利用	多目的室 2	一般	午前	1,080 円	1,080 円
多目的室	専用利用	多目的室 2	一般	午後 1	720 円	720 円
多目的室	専用利用	多目的室 2	一般	午後 2	720 円	720 円

多目的室	専用利用	多目的室 2	一般	夜間	2,160 円	2,160 円
多目的室	専用利用	多目的室 2	生徒等及び70歳以上の者	午前	780 円	780 円
多目的室	専用利用	多目的室 2	生徒等及び70歳以上の者	午後 1	520 円	520 円
多目的室	専用利用	多目的室 2	生徒等及び70歳以上の者	午後 2	520 円	520 円
多目的室	専用利用	多目的室 2	生徒等及び70歳以上の者	夜間	1,560 円	1,560 円
	個人利用	当日券	一般	午前	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	午後 1	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	午後 2	270 円	270 円
	個人利用	当日券	一般	夜間	330 円	330 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午前	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午後 1	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	午後 2	140 円	140 円
	個人利用	当日券	生徒等及び70歳以上の者	夜間	170 円	170 円
	個人利用	定期券	一般	1 人 1 月につき	3,380 円	3,380 円
	個人利用	定期券	生徒等及び70歳以上の者	1 人 1 月につき	1,750 円	1,750 円
	個人利用	整理券	一般	1 人 1 回 1 時間につき	150 円	150 円
	個人利用	整理券	生徒等及び70歳以上の者	1 人 1 回 1 時間につき	80 円	80 円

備考

- 2 以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後 1 時までの時間又は午後 5 時から午後 6 時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金は、正午から午後 1 時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の 3 分の 1 に相当する額と、午後

5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。

- 3 条例第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。

- 4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。

- 5 土曜日、日曜日、休日及び条例第5条第3項の規定により休館日を変更した日にアリーナ、剣道場等及びトレーニング場等を専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

- 6 アリーナの一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1又は3分の1に満たないときの利用料金は、この表による金額のそれぞれ2分の1又は3分の1に相当する額とする。

- 7 冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき7,010円をこの表による金額に加算した額とする。

- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

イ 附帯設備の利用料金

利用区分	単位	条例での限度額 (1回につき)	承認額(1回 につき)
バスケットボール用具	一式	210 円	210 円
バレーボール用具	一式	210 円	210 円
ハンドボール用具	一式	210 円	210 円
テニス用具	一式	210 円	210 円
バドミントン用具	一式	100 円	100 円
卓球用具	一式	100 円	100 円
防球フェンス	1 台	20 円	20 円
柔道畳	1 枚	20 円	20 円
マット(大)	1 枚	50 円	50 円
マット(小)	1 枚	30 円	30 円
ストップウォッチ	1 個	20 円	20 円
小運動用具	1 個	20 円	20 円
電光表示器	1 台	210 円	210 円

放送設備	一式	1,100 円	1,100 円
コードリール	1 巻	100 円	100 円
演台	1 台	210 円	210 円
指令台	1 台	210 円	210 円
補助椅子	1 脚	20 円	20 円
折り畳み机	1 脚	40 円	40 円
コインロッカー	1 個	50 円	50 円

備考

- 1 この表に掲げる附帯設備以外の附帯設備の利用料金は、類似する附帯設備の金額に準じて算定した額とする。
- 2 静岡市北部体育館の利用許可を受けた 1 日の連続した時間区分における利用を「1 回」とする。ただし、管理上支障がない場合（コインロッカーを除く。）は、この限りではない。